

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和3年10月19日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について  
令和2年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
- 3 審議案件  
教委第31号議案 令和3年度横浜市指定文化財の指定について  
教委第32号議案 教職員の人事について
- 4 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

○9/24 こども青少年・教育委員会

○9/29 本会議（第3日）議案議決、追加議案上程・質疑・付託

追加議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託

決算第一・決算第二特別委員会（審査日程等協議）

○10/6 本会議（第4日）議員の辞職

決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

○10/13 決算第一特別委員会（局別審査）

### 2 市教委関係

#### （1）主な会議等

#### （2）報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和2年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

### 3 その他



## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年9月15日）以降の教職員の感染者は6人、児童生徒の感染者は105人、感染者が発生した学校は合計84校です。

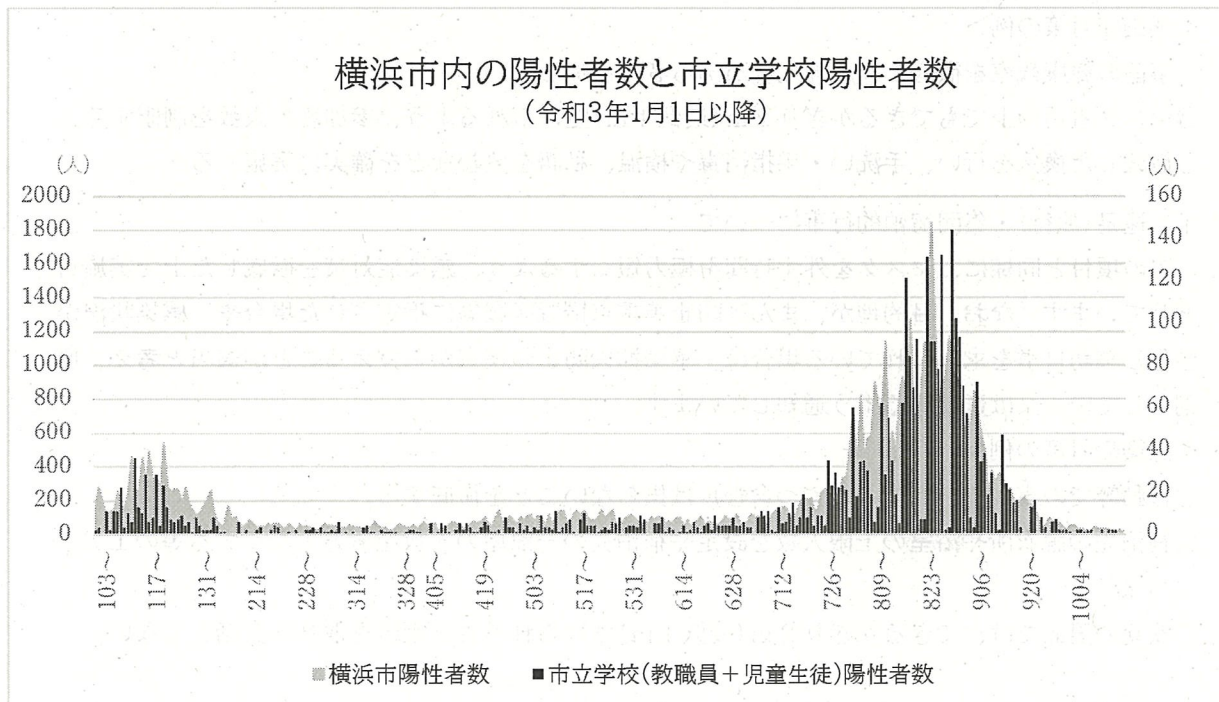
なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は404人、児童生徒の感染者は3,277人、感染者が発生した学校は499校となっています。（令和3年10月15日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、大幅に減少しています。

学校関係者の感染者数（9月13日～10月15日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
9月13日～9月19日	3	124	127
9月20日～9月26日	2	37	39
9月27日～10月3日	2	18	20
10月4日～10月10日	0	9	9
10月11日～10月15日	0	8	8

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。





## 2 緊急事態宣言解除後の市立学校の教育活動について

### (1) 通常登校の再開について

緊急事態宣言の解除や市立学校児童生徒の感染者数の減少等のため、感染症対策を徹底し、児童生徒の心と体の健康に気を配りながら、10月4日(月)から分散登校をやめ、通常登校を再開しています。※高等学校においては、時差通学を継続のうえ、通常授業を再開しています。また、各校の実情によって短縮授業等を行う場合があります。

※特別支援学校においては、各校の実情によって短縮授業等を行う場合があります。

### (2) 部活動

感染症対策を徹底し、次のとおり中学校の部活動を再開しています。

○活動日数：週4日(土日含む)以内

○活動時間：平日2時間以内、土日3時間以内

○対外試合・合同練習：市内での活動として、泊を伴わないこと

※高等学校においては、「横浜市立学校部活動ガイドライン」等に基づき、感染症対策を徹底したうえで実施。

### (3) 学校行事

学校行事(修学旅行や運動会等)は、感染症対策を徹底した上で実施可能としています。

ア 運動会・体育祭及び文化祭・合唱祭等について

原則、食事を伴わない実施方法を検討し、マスクを外す時間を極力短くすることとしています。併せて、感染症対策の内容は保護者や地域の理解を得るよう通知しました。

<感染症対策の例>

○事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。

○マスク着用の上でもできるかぎり2m(最低1m)空けられるよう、参加者の人数を制限する。

○徹底した換気を行い、手洗い・手指消毒や検温、私語を慎むなどを確実に実施する。

イ 遠足(旅行)・集団宿泊的行事について

アの項目と同様に、マスクを外す時間を極力短くするよう、感染症対策を徹底した上で実施可としています。なお、目的地が、まん延防止等重点措置区域等に指定された場合や、感染状況が悪化し来訪自粛を求められている場合は、感染拡大防止の視点から控えることが適切と考え、原則として中止又は延期するよう通知しています。

<感染症対策の例>

○移動等での車内で、食事(おやつ含む)は摂らないことを徹底する。

○宿泊先の脱衣所や浴室の上限人数を設定や宿泊先の一部屋の人数を極力少なくする等の工夫をする。

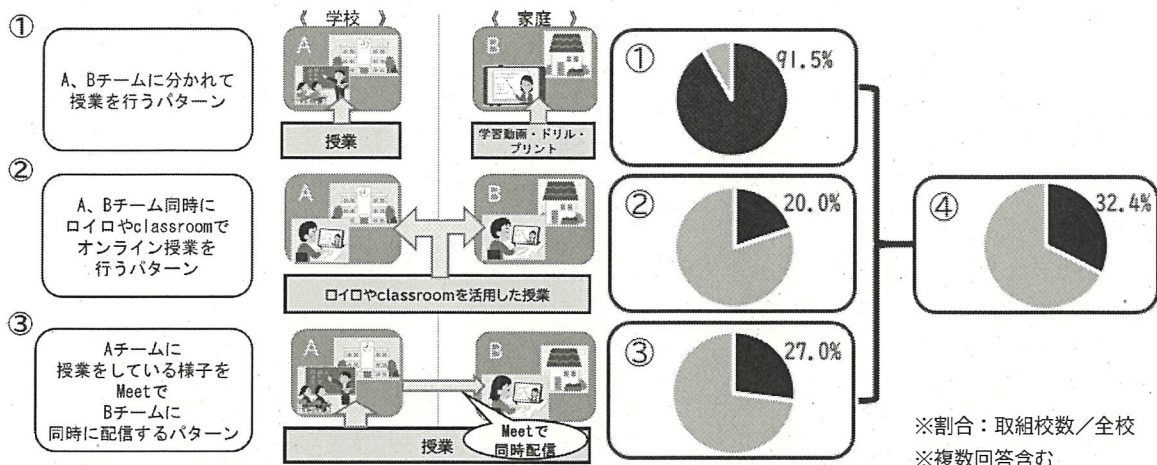
○飲食の場面では、できるかぎり2m(最低1m)空けられるよう距離を取り、会話をしない。

## 3 分散登校期間中に実施したオンライン授業・学習の状況と対応について

### (1) 取組状況について

9月の分散登校期間中、各学校において端末を活用したオンライン授業・学習に取り組みました。最終的な状況は次ページの図のとおりです。





(2) ニーズに応じたオンライン授業等に関する臨時研修

9月13日からの「緊急事態宣言適用期間の延長」に伴い、学校からは、「オンライン朝の会や授業を検討しているが、どのように進めたら良いか教えて欲しい」「情報モラル・セキュリティをもっと学びたい」といった声が多く聞かれました。こうしたニーズに応えるために、臨時に9月中旬から下旬にかけて「オンラインを活用した朝の会・授業研修」と「情報モラル・セキュリティ研修」を実施しました。

- ・対象：管理職、ICT推進リーダー、情報担当者等
- ・研修方法：Web会議システム及びeラーニング



「オンラインを活用した朝の会・授業研修」の様子

(3) オンライン授業に関する課題への対応状況

- ・端末の保守範囲を整理（故意によるものを除き保障又は予備機で対応とする。）し、学校に通知（9月）。
- ・生徒数増に伴う不足分及び故障時の予備分の端末を納品（10月～11月）。
- ・授業時間帯の通信速度低下の原因箇所を帯域保障の専用回線に改善（9月21日完了）。
- ・モバイルルーター不足との声を受け、分散登校期間中の状況を調査し、実態把握の作業中。
- ・他都市いじめ事案を受け、ロイロノートのフィルタリングにSNSを加える。
- ・市PTA連絡協議会と連携し、家庭への説明について調整中。

(4) 感染症対策の特別配当で購入できるオンライン授業関係備品の周知

今後のオンライン授業の実施に備え、新型コロナウイルスの感染症対策に係る経費の特別配当の活用により、各学校でオンライン授業を効果的に実施するための備品の購入が可能である旨を周知します。

(例) マイク、タブレット端末用スタンド、端末入力用のペン、広角視野webカメラ等



## 令和2年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

令和2年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

### 1 暴力行為

**4,845件** [対前年度 339件 (6.5%) 減]

小学校は微増

[対前年度 128件 (3.2%) 増] (元年度 3,985件→2年度 4,113件)

中学校は減少

[対前年度 467件 (38.9%) 減] (元年度 1,199件→2年度 732件)

- ・小中学校の暴力行為総計は前年度から339件(6.5%)減少しました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年4～5月末)を含みます。》
- ・小学校では昨年同様、生徒間暴力が126件(3.9%)増加し、対教師暴力は2件(0.7%)減少しました。
- ・中学校では前年度から全ての形態で暴力行為が減少し、暴力行為総件数は7年連続で減少傾向が続いています。
- ・発生した事案への対処だけでなく、未然防止の取組にも重点をおき、組織(チーム)対応を進めていきます。

### 2 いじめ(認知件数)

**5,528件** [対前年度 102件 (1.8%) 減]

小学校は微増

[対前年度 162件 (3.7%) 増] (元年度 4,365件→2年度 4,527件)

中学校は減少

[対前年度 264件 (20.9%) 減] (元年度 1,265件→2年度 1,001件)

- ・いじめの認知件数は小学校で162件(3.7%)増加、中学校で264件(20.9%)減少しました。小中全体では102件(1.8%)減少となりました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年4月～5月末)を含みます。》
- ・いじめの態様では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が57.8%と最も多いです。
- ・学校長のリーダーシップのもと、引き続きチーム学校(学校いじめ防止対策委員会)による、いじめの積極的な認知と迅速な対応、継続した見守り、支援に取り組んでいきます。

### 3 長期欠席

**7,835人** [対前年度 1,049人 (15.5%) 増]

不登校は減少

[対前年度 165人 (2.8%) 減] (元年度 5,852人→2年度 5,687人)

不登校以外の長期欠席は増加

[対前年度 1,214人 (130%) 増] (元年度 934人→2年度 2,148人)

新型コロナウイルス感染症回避を主な理由とした長期欠席者数 885人【新区分】

※長期欠席の定義が変わり「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となりました。

- ・登校しなかった日が年間30日以上長期欠席児童生徒数は、前年度より1,049人(15.5%)増加し7,835人でした。(新型コロナウイルス感染症回避を理由とした長期欠席児童生徒数の885人を含みます。)
- ・不登校児童生徒数は小学校が90人(4.3%)増加、中学校が255人(6.7%)減少、小中学校全体では前年から165人(2.8%)減少となりました。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的として、家庭との連携をはじめ、個々の状況に応じた支援(特別支援教室、教育支援センター、医療・福祉・民間フリースクール、ICTを活用した学習等)や適切な教員(支援員)の配置等、教室外や学校以外の場における、人との関わりの機会や学びの場の充実を進めます。

お問合せ先

教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎

Tel 045-671-3706



## 1 暴力行為の発生状況【概要】

【表1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,861	3,461	4,034	3,985	4,113	128	3.2%
中学校	1,476	1,468	1,398	1,199	732	-467	-38.9%
計	4,337	4,929	5,432	5,184	4,845	-339	-6.5%

## (1) 対教師暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	304	389	326	291	289	-2	-0.7%
中学校	112	104	91	88	59	-29	-33.0%
計	416	493	417	379	348	-31	-8.2%

## (2) 生徒間暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,060	2,442	3,185	3,232	3,358	126	3.9%
中学校	929	930	1,017	854	511	-343	-40.2%
計	2,989	3,372	4,202	4,086	3,869	-217	-5.3%

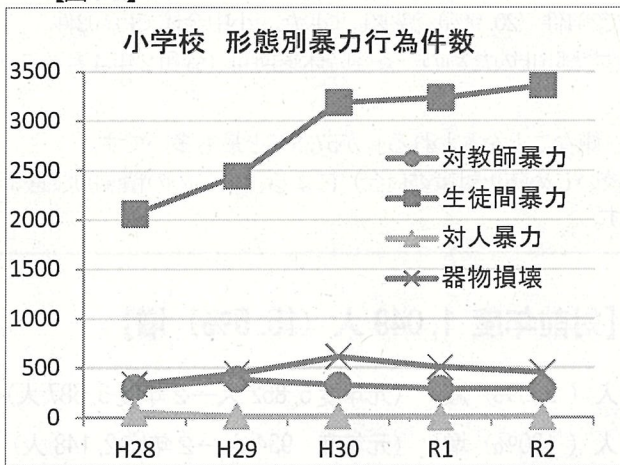
## (3) 対人暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	52	15	15	6	10	4	66.7%
中学校	29	14	4	6	2	-4	-66.7%
計	81	29	19	12	12	0	0.0%

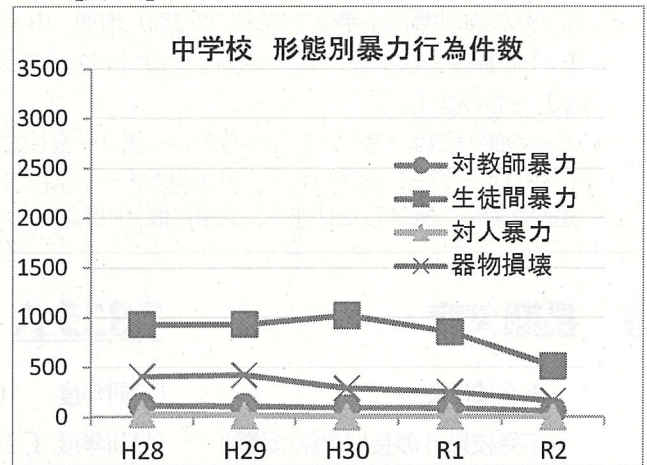
## (4) 器物損壞の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	445	615	508	456	456	0	0.0%
中学校	406	420	286	251	160	-91	-36.3%
計	851	1,035	794	707	616	-91	-12.9%

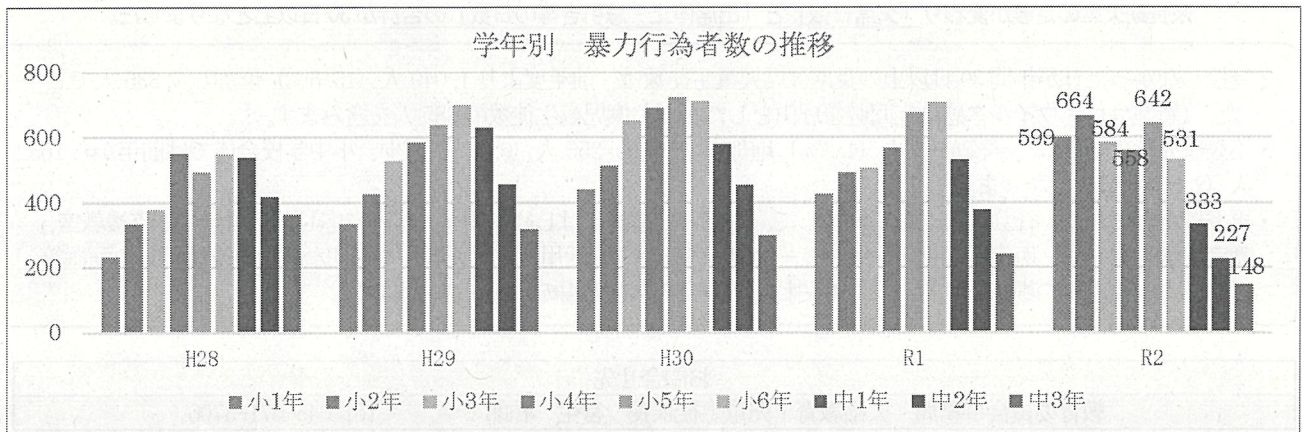
【図1-A】



【図1-B】

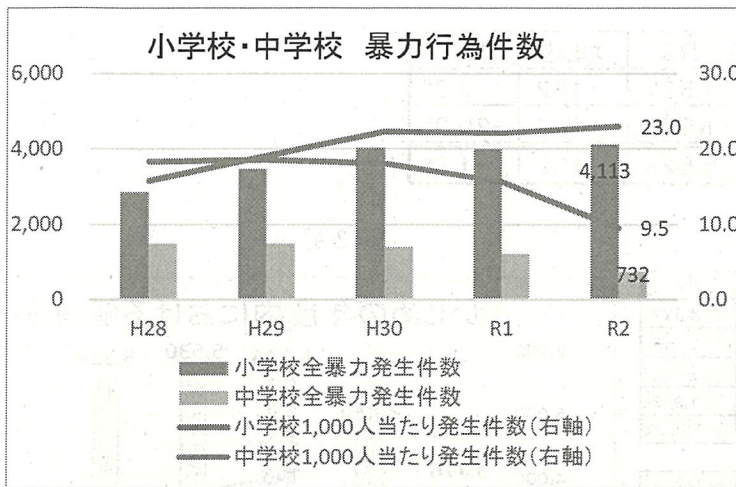


【図1-C】





【図1-D】



【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況  
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	人数	66	74	78	100	76
	件数	667	778	621	820	559
中学校	人数	14	12	8	14	5
	件数	80	97	77	96	38

		人数	回数
小学校	1年	13	82
	2年	18	151
	3年	13	99
	4年	10	70
	5年	14	96
	6年	8	61
中学校	1年	1	5
	2年	1	5
	3年	3	28
合計	合計	81	597

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況  
(R2学年別人数と件数)

調査結果から

- 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比3.2%の増加でした。
  - ・ 対教師暴力の発生件数が前年度比2件(0.7%)減、器物損壊の発生件数が前年度と同じ456件(0%)で増減なしでしたが、生徒間暴力の発生件数は同126件(3.9%)増と引き続き増加しています。【表1-1】【図1-A】
  - ・ 暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加、高学年(4~6年)では減少する傾向が見られました。【図1-C】
  - ・ 5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から24人(24%)減、件数は前年度から261件(31.8%)減となりました。【表1-2】【表1-3】
- 中学校では全ての暴力形態で発生件数が減少しました。(総数では7年連続の減少です。)
  - ・ 対教師暴力が前年度から29件(33.0%)減少し、生徒間暴力が同343件(40.2%)減、対人暴力が同4件(66.7%)減、器物損壊が同91件(36.3%)減で、引き続き全体的に減少傾向が見られます。【表1-1】【図1-B】
  - ・ 中学校1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図1-C】

分析と対策

- ・ 小学校の暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加し、高学年(4~6年)では減少しました。また暴力行為者数の合計でも低学年が高学年をはじめて上回りました。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校期間や分散登校等の影響による生活環境の変化やストレス等が低学年の児童により大きく影響した可能性もあります。背景には学級集団の分断、人との関わり不足、家庭環境の変化等、社会生活の変化に伴う多様な要因があると考えられます。各学校では個々の置かれた状況をしっかりと見極め、学級担任が一人に対応するのではなく、チームで指導・支援する組織的な校内指導体制づくりをさらに進める必要があります。
- ・ 中学校では教職員全体で指導方針の共通理解を図り一貫性のある指導や未然防止の取組、専任教諭を中心とした迅速かつ丁寧な対応や関係機関との日頃からの情報連携の取組等が進むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校行事や部活動の活動縮小や中止、ソーシャルディスタンスの確保といった学校生活の変化も影響していると思われます。引き続き学校全体での組織(チーム)対応、未然防止の取組、関係機関連携等(警察や児童相談所)をさらに進めていくことも大切です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く想定されます。児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や自己肯定感の育成のためにも学校再開スタートプログラム等の子どもの社会的スキル横浜プログラム<sup>※</sup>や特別支援教育の視点を取り入れた教科学習や活動に学校全体で積極的に活用し取り組むことも大切です。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。



## 2 いじめの認知状況【概要】

### (1) 【表2-1】いじめの認知件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,985	3,566	4,123	4,365	4,527	162	3.7%
中学校	791	1,083	1,423	1,265	1,001	-264	-20.9%
計	3,776	4,649	5,546	5,630	5,528	-102	-1.8%

### (2) 【表2-2】いじめの年度内における解消率

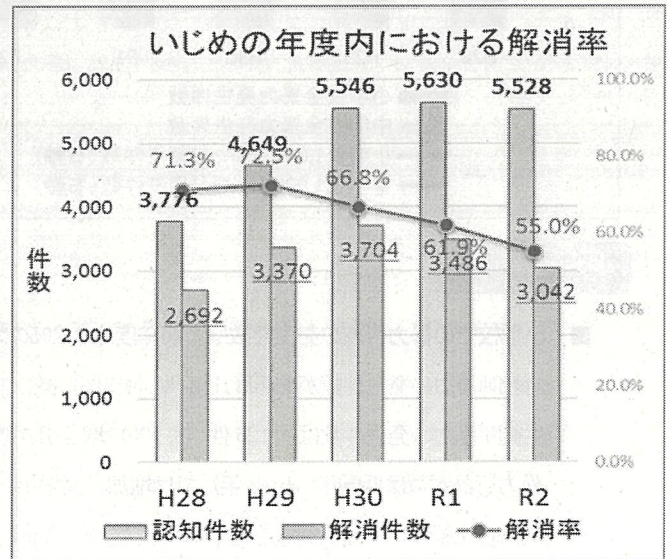
小学校	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	2,985	3,566	4,123	4,365	4,527
解消件数	2,154	2,605	2,785	2,738	2,545
一定解消	743	—	—	—	—
取組中	88	961	1,338	1,627	1,982
解消率	72.2%	73.1%	67.5%	62.7%	56.2%

中学校	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	791	1,083	1,423	1,265	1,001
解消件数	538	765	919	748	497
一定解消	220	—	—	—	—
取組中	33	318	504	517	504
解消率	68.0%	70.6%	64.6%	59.1%	49.7%

合計	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	3,776	4,649	5,546	5,630	5,528
解消件数	2,692	3,370	3,704	3,486	3,042
一定解消	963	—	—	—	—
取組中	121	1,279	1,842	2,144	2,486
解消率	71.3%	72.5%	66.8%	61.9%	55.0%

※注意・取組中は「その他」を含む数

【図2-A】



### (3) 【表2-3】いじめの態様（複数選択回答）

R2	小学校		中学校		小中学校計		
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,538	56.1%	657	65.6%	3,195	57.8%	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	518	11.4%	100	10.0%	618	11.2%	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,101	24.3%	125	12.5%	1,226	22.2%	
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	523	11.6%	38	3.8%	561	10.1%	
金品をたかられる。	47	1.0%	17	1.7%	64	1.2%	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	358	7.9%	48	4.8%	406	7.3%	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	583	12.9%	87	8.7%	670	12.1%	
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	145	3.2%	173	17.3%	318	5.8%	
その他	180	4.0%	35	3.5%	215	3.9%	
件数合計(複数回答)	5,993		1,280		7,273		
	※認知件数		4,527		1,001		5,528

#### 調査結果から

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

#### ■ 小中学校総計では、いじめの認知件数は減少しました。(年度内解消率は55.0%)

- いじめの認知件数は前年度から小学校では162件(3.7%)増加、中学校では前年度から264件(20.9%)減少しました。小中合計では前年度から102件(1.8%)減少しています。【表2-1】
- 年度内での解消率は55.0%ですが【表2-2】【図2-A】国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消を確認することができないケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、当該児童生徒や保護者が心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動が引き続き行われている状況があると考えられます。

※(県の調査に基づき、3か月後の令和3年7月末において、在校している児童生徒に対して確認できた令和2年度の内いじめ解消件数1,338件を加えた解消率は79.2%となっています。)



※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）  
 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（H29年3月改定）より  
 ※いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（R2年11月 文部科学省）

■ いじめの態様のうち「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が3,195件（57.8%）を占めます。

- ・小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっとも多く、例年同様、全体の半数以上を占めています。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」（24.3%）、「嫌なこと恥ずかしいこと…」（12.9%）といった直接的ないじめ被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」（17.3%）の間接的ないじめ被害の訴えが増加する傾向があります。【表2-3】

(4) いじめの発見のきっかけ 【表2-4】 いじめ発見のきっかけ

R2	R2	
	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,203	21.8%
学級担任が発見	737	13.3%
学級担任以外の教職員が発見	233	4.2%
養護教諭が発見	23	0.4%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	9	0.2%
アンケート調査など学校の実施により発見	201	3.6%
●学校の教職員以外からの情報により発見	4,325	78.2%
本人からの訴え	1,799	32.5%
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,030	36.7%
他の児童生徒からの情報	302	5.5%
他の保護者からの情報	160	2.9%
地域の住民からの情報	9	0.2%
学校以外の関係機関からの情報	23	0.4%
その他（匿名による情報など）	2	0.0%
計	5,528	100.0%

【表2-5】 いじめ発見のきっかけ

	件数		合計件数	構成比	
H30	本人からの訴え	1,450	26.1%	3,410	61.5%
	保護者からの訴え	1,960	35.3%		
R1	本人からの訴え	1,510	26.8%	3,750	66.6%
	保護者からの訴え	2,240	39.8%		
R2	本人からの訴え	1,799	32.5%	3,829	69.3%
	保護者からの訴え	2,030	36.7%		

「本人からの訴え」と「当該児童生徒の保護者からの訴え」で3,829件（69.3%）と全体の7割近くを占め、増加傾向にあります。

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,030件（36.7%）、「本人からの訴え」1,799件（32.5%）、「学校の教職員等が発見」1,203件（21.8%）の3つで全体の90%以上を占めています。

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」以外では、「学級担任が発見」（13.3%）、「他の児童生徒からの情報」（5.5%）、「学級担任以外の教職員が発見」（4.2%）となっています。

分析と対策

- ・小学校のいじめ認知件数は増加しましたが、中学校のいじめ認知件数は減少しました。いじめの認知件数は、子どもの不安な思いに気づき、学校いじめ防止対策委員会で組織的な対応を行った数であると言えます。初期の段階で組織的な対応を怠った結果、子どもの不安が増大してしまうケースがあります。組織による、「いじめの積極的な認知」・「迅速かつ丁寧な（初期）対応」・「継続した見守り・支援」が重要です。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなっていること【表2-5】は望ましいことであり、日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行います。
- ・児童生徒が互いに認め合い、関係を築いていくことができるような指導・支援を行い、「いじめが起りにくい学級風土づくり」を推進するとともに、中学校ブロックで行う子ども会議の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことも大切です。
- ・ネットいじめ等、把握が難しいいじめについて、積極的に子どもの声に耳を傾けたり、ネットパトロール等による実態把握や発達段階に応じた情報モラル教育の推進に努めることが大切です。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を推進します。
- ・引き続き「いじめ重大事態に関する再発防止策」（H28年度策定）の8項目34の取組を確認するとともに、当たり前のことの質を高め確実に実行していきます。



### 3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

#### (1) 不登校児童生徒数

【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
病気	845	862	909	559	715	156	27.9%
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	4,059	4,559	4,978	5,852	5,687	-165	-2.8%
新型コロナウイルスの感染回避	-	-	-	-	885	-	-
その他	448	472	489	375	548	173	46.1%
合計	5,352	5,893	6,376	6,786	7,835	1,049	15.5%

【表3-2】【欠席日数別】

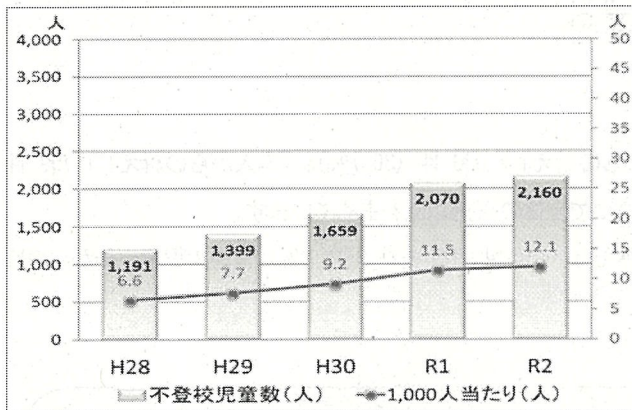
小学校	H28		H29		H30		R1		R2		割合
	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	
①30～89日	679	3.7	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	1,214	6.8	56.2%
②90日以上	512	2.8	680	3.8	755	4.2	844	4.7	946	5.3	43.8%
③合計(①+②)	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	2,160	12.1	100.0%
④出席10日以下	89	0.5	103	0.6	112	0.6	140	0.8	168	0.9	7.8%

※④の不登校児童数は②の内数

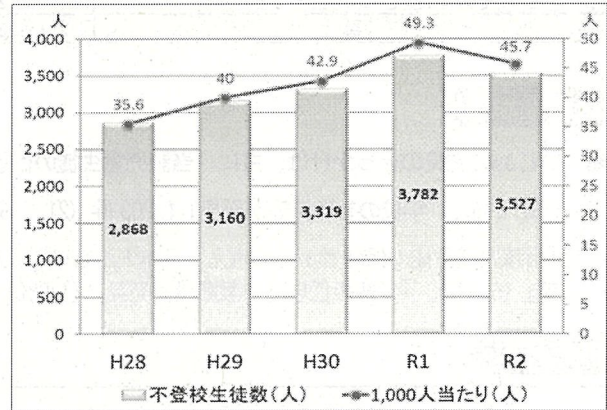
中学校	H28		H29		H30		R1		R2		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	
①30～89日	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	1,396	18.1	39.6%
②90日以上	1,812	22.5	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	2,131	27.6	60.4%
③合計(①+②)	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	3,527	45.7	100.0%
④出席10日以下	424	5.3	447	5.7	495	6.4	534	7.0	466	6.0	13.2%

※④の不登校生徒数は②の内数

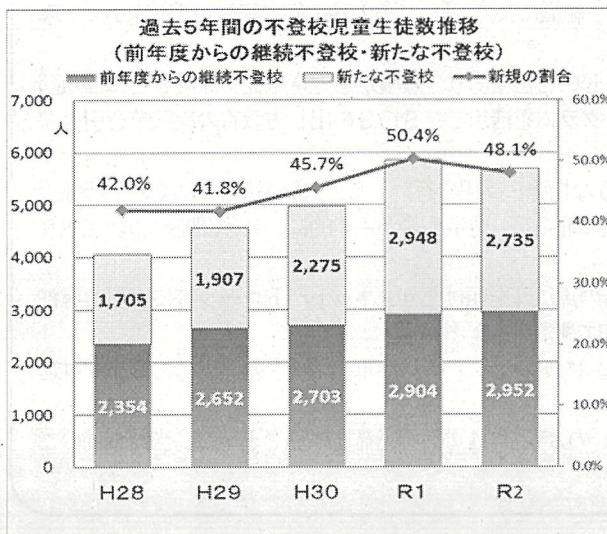
【図3-A】小学校 不登校児童数の推移



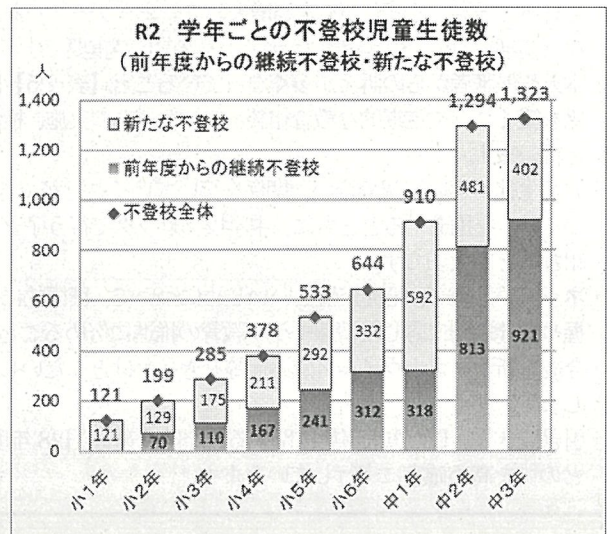
【図3-B】中学校 不登校生徒数の推移



【図3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】不登校の状況（学年別）





調査結果から

■ 長期欠席者のうち、病気は前年度比156人(27.9%)、その他は同173人(46.1%)増加しました。

前年度からの継続ではない新たな不登校の数は、不登校全体の約半数の48.1%(前年度50.4%)です。【図3-C】

- ・不登校児童生徒数は、H28年度以降、小中全体、小・中学校とも増加傾向が続いていましたが、R2年度は小学校ではやや増加し、小中全体、中学校では減少しました。【表3-1、図3-A、図3-B】

(前年比不登校増減率 同H29年度12.3%増→同H30年度9.2%増→同R元年度17.6%増→同R2年度2.8%減)

- ・小学校では30～89日の欠席児童が1,214人(56.2%)、中学校では90日以上欠席生徒が2,131人(60.4%)と不登校全体の半数以上を占めています。【表3-2】
- ・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の48.1%(前年度50.4%)です。【図3-C】 中学校1年生の不登校生徒数に占める新規不登校生徒数が多くなっています。【図3-D】

(2)【表3-3】不登校の要因と考えられる状況

区分 学校種		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進級時の不適応	急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行		無気力・不安
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	129	55	90	7	1	19	50	58	260	47	303	1,085	54
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	5	82	31	185	11	1	17	20	25	298	34	222	265	0
	③小学校の①+②の合計	7	211	86	275	18	2	36	70	83	558	81	525	1,350	0
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	425	28	235	53	11	19	239	76	189	73	428	1,703	46
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	11	128	20	203	35	21	12	56	20	116	85	175	253	0
	③中学校の①+②の合計	13	553	48	438	88	32	31	295	96	305	158	603	1,956	0
小中	①合計	4	554	83	325	60	12	38	289	134	449	120	731	2,788	100
	②合計	16	210	51	388	46	22	29	76	45	414	119	397	518	0
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.1%	9.7%	1.5%	5.7%	1.1%	0.2%	0.7%	5.1%	2.4%	7.9%	2.1%	12.9%	49.0%	1.8%

■ 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が9.7%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が7.9%、本人に係る状況では「無気力・不安」が49.0%と高い割合を占めています。

- ・不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外(複数回答可)の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」(1,350件)、「親子の関わり方」(558件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(525件)が多く、中学校では「無気力・不安」(1,956件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(603件)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(553件)が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校の要因は個々の状況によりさまざまです。また、複数の要因が絡み合っていることも考えられます。個々の状況を正確に把握し、協働的なアセスメントに基づく個別最適な支援を行う必要があります。
- ・不登校児童生徒への支援について、再登校のみを目的とするのではなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していきます。
- ・日常の授業や行事等において児童生徒が主体的に取り組み、安心して過ごせるための「居場所づくり」や、自己肯定感を高める「絆づくり」を意図的・組織的に行い、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・中学校では不登校の要因と考えられる状況について、前回調査までは「無気力・不安」「学業の不振」が上位にありましたが、今回の調査では「無気力・不安」「生活のリズム等」が上位となる結果となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間や分散登校期間等の影響も考えられます。
- ・学校内の特別支援教室等への支援員の配置や、学校外の公的機関(ハートフル)との連携及び民間教育施設と連携した支援(ハートフルみなみ・アウトリーチ)、ICTを活用した学習支援(アットホームスタディ)等、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援のあり方について教職員の理解を深め、新たな不登校を生まないための学校風土づくりを推進します。また、小中学校間における支援の引継ぎの徹底を図ります。



(3)【表3-4】相談指導を受けた機関

(人)

		相談・指導を受けた機関等(複数回答)										合計
		(教育支援センター 適応指導教室)	教育委員会及び 教育委員会等 の機関	児童相談所、 福祉事	保健所、精神 保健福祉	病院、診療 所	民間団体、 民間施設	その他、左 記以外の 機関等	養護教諭による 専門的な指導	スクールカウンセ ラー・相談員等 による相談		
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116	
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011	
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127	
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202	
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202	
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404	
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903	
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906	
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809	
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308	

## 調査結果から

## ■ 不登校児童生徒の状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。

- 相談指導を受けた機関の中では、スクールカウンセラー等による専門的な相談が最も多く2,182人です。横浜市では中学校ブロック単位で同一カウンセラーを配置しており、学校に最も身近な相談機関として機能しています。また、学校内での相談では養護教諭による専門的な指導が644人と多くあり、児童生徒にとって保健室での相談が大きな役割を果たしていることが言えます。
- 学校外の相談機関として多いのは、病院、療育センター等で974人、児童相談所等で582人です。不登校に関わる相談について、医療や福祉との連携が重要であることが言えます。
- 横浜教育支援センター※(ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム)による支援者数は378人です。
- 民間団体、民間施設による支援は、学校が把握できるもので290人です。

## 分析と対策

- 不登校に関する相談について、まずは学校の担任や専任、養護教諭等の教職員が児童生徒の状況に応じた支援を保護者と一緒で考えることが重要と考えています。
- スクールカウンセラーによる、心理面からの見立て(アセスメント)を基に、教職員と共に中長期的な支援目標を立てることが大切です。
- スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけでなく、保護者の困り感に寄り添い、相談を受けるとともに、福祉的な視点からの課題整理や環境調整を行っています。(R2年度から全ての小中学校を定期的に巡回し支援をしています)
- 教育総合相談センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催や、横浜教育支援センターでのハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。
- 社会的自立を目的としたフリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進していきます。

※「横浜教育支援センター」では、不登校の児童生徒の将来的な社会的自立を目的として、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、自己肯定感の育みや人との信頼関係づくりにつながる取組を行っています。

[ハートフルフレンド] ひきこもりがちな児童生徒の家庭にハートフルフレンド(大学生・大学院生)が訪問して、話し相手や遊び相手になります。

[ハートフルスペース] 学校外の施設に週に1~2回通室し、支援員やボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどをして過ごします。

[ハートフルルーム] 市立小中学校に設けられた別教室に通室し、支援員やボランティアとともに学習活動などをして過ごします。

[アットホームスタディ] ひきこもりがちな児童生徒に対して学習支援ソフトのアカウントを渡し、家庭において自分のペースで学習します。

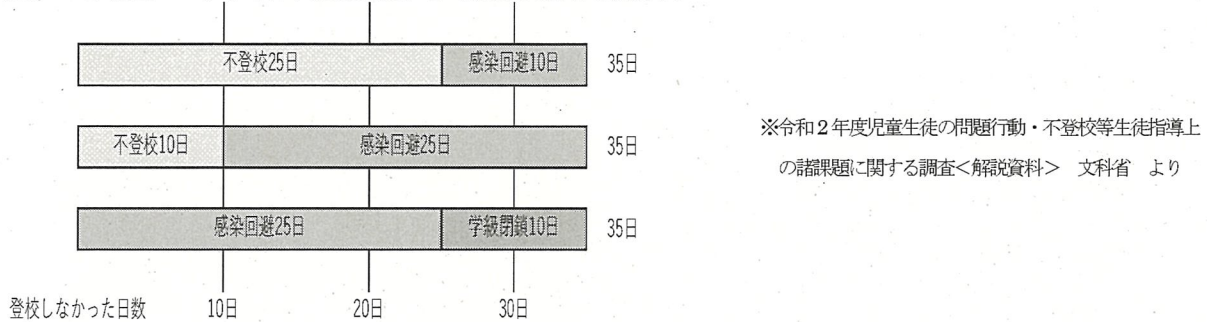


(4) 新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者について

■令和2年度調査から欠席理由の区分として「新型コロナウイルス感染回避」が新たに設けられました。

- ・新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者数は885人でした。【表3-1】
- ・従来から対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったならば、例年であれば長期欠席に該当しない児童生徒と考えられます。【図3-E】

【図3-E】新型コロナウイルス感染回避による長期欠席者の具体例



分析と対策

- ・感染への不安や感染状況の悪化等による日常の学校生活が送れないことへの不安を抱える子どもたちがどの学校にもいると考えられます。担任をはじめ、専任教諭や養護教諭、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した教育相談や見守り等「心のケア」を引き続き進めて行くことが大切です。
- ・登校していない児童生徒に対して、必要に応じて家庭訪問等による対面指導や関係機関との連携を行うなどにより定期的に児童生徒の状況を把握することが重要です。
- ・保護者と十分な連携・協力関係を築き、学校で講じる感染症対策について十分説明し、学校の方針について理解を得るよう努めていくことも必要です。
- ・学校では新型コロナウイルス感染症に関する確かな情報をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、感染回避を理由に登校していない児童生徒への偏見や差別が生じないように十分配慮していきます。

※今回調査では長期欠席の定義を変更し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席としています（「欠出の記録」の「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含める）。

これらの変更は

- ・新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を文部科学省から示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正しく把握することができないと考えられること。
- ・指導要録上の扱いにかかわらず、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正確に把握し、相談や支援の充実につなげていく必要があること。
- ・感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握するべきものであること。等を踏まえたものです。

※令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査<解説資料> 文科省 より



教委第 31 号議案

令和 3 年度横浜市指定文化財の指定について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

令和 3 年 10 月 19 日提出

教育長 鯉渕 信也

### 提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項及び同条例第 32 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

1 有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は 名称	所在の場所
彫刻			
木造薬師如来立像	1 軀	宗教法人證菩提寺	栄区上郷町

2 有形民俗文化財

名称	員数	所有者の氏名又は 名称	所在の場所
オシャモジサマ (奉納杓子)	1,367 点	1,145 点	個人蔵 青葉区鉄町
		222 点	宗教法人本法寺 港北区小机町

令和3年度横浜市指定文化財の指定について

<資料>

- |   |                                 |     |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問） | 3頁  |
| 2 | 横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申） | 5頁  |
| 3 | 令和3年度 横浜市指定文化財候補概要              | 7頁  |
| 4 | 横浜市指定有形文化財 木造薬師如来立像             | 9頁  |
| 5 | 横浜市指定有形民俗文化財 オシャモジサマ（奉納杓子）      | 17頁 |

<参考>

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 横浜市文化財保護条例（抜粋）      | 46頁 |
| 第17期横浜市文化財保護審議会委員名簿 | 47頁 |





教生文第 1467 号  
令和 3 年 10 月 4 日

横浜市文化財保護審議会  
会 長 吉田 鋼市 様

横浜市教育委員会  
教育長 鯉渕 信也



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定及び同条例第 32 条第 1 項に規定する有形民俗文化財の指定について、同条例第 56 条に基づき、別紙 2 件について諮問します。



1 令和3年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	宗教法人 證菩提寺	栄区上郷町
2	有形民俗文化財		オシヤモジサマ (奉納杓子)	1,145点	個人蔵	青葉区鉄町
				222点	宗教法人 本法寺	港北区小机町

令和3年10月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

横浜市文化財保護審議会

会 長 吉田 鋼市



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）

令和3年10月4日付教生文第1467号で諮問のありました市指定文化財の指定につきまして、令和3年10月5日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙2件については、横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する有形民俗文化財の指定について該当する旨、意見の一致をみましましたので答申します。



1 令和3年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造薬師如来立像	1 軀	宗教法人 證菩提寺	栄区上郷町
2	有形民俗文化財		オシヤモジサマ (奉納杓子)	1,145点	個人蔵	青葉区鉄町
				222点	宗教法人 本法寺	港北区小机町



## 令和3年度 横浜市指定文化財候補概要

### 1 <sup>もくぞうやくしにょらいりゅうぞう</sup>木造薬師如来立像 (彫刻) 《平安時代後期》

- (1)所有者 宗教法人證菩提寺 (4)技法 木造、<sup>きじ</sup>素地  
(2)所在の場所 栄区上郷町 (5)像高 101.3cm  
(3)数量 1 <sup>く</sup>軀

證菩提寺の本堂に安置される薬師如来像。頭体<sup>とうたい</sup>のほぼ全容を一材から彫成<sup>ちようせい</sup>する一木造りの技法は古<sup>こ</sup>様であるが、一方でなだらかな肉どりや穏和な表情に平安時代後期の特色を示す。素朴かつのどかな作風から、11世紀までさかのぼる作とみられる。仏像の表現形式を十分に理解していないと思われる部分も多く、作者はこの地方在住の者で、専門的な仏師ではない可能性がある。

證菩提寺は、源頼朝が佐奈田<sup>さなだ</sup>与一<sup>よいち</sup>義忠<sup>よしただ</sup>の菩提をとむらって鎌倉初期に開創したといい、当初の本尊<sup>ほんぞん</sup>は安元元年(1175)頃製作の阿弥陀<sup>あみだ</sup>三尊像<sup>さんぞんぞう</sup>(国指定重要文化財)と考えられている。本像の製作はこれをはるかにさかのぼり、この地に以前からあった薬師堂の本尊であったものと考えられる。平安時代のこの地域の造像の実態を示すものとして重要であり、本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。





## 2 オシャモジサマ (奉納 杓子) (有形民俗文化財)

### ①青葉区鉄町のオシャモジサマ

- (1)所有者 個人蔵
- (2)所在の場所 青葉区鉄町
- (3)数量 1,145点

### ②港北区小机町 本法寺のオシャモジサマ

- (1)所有者 宗教法人 本法寺
- (2)所在の場所 港北区小机町
- (3)数量 222点

横浜市域には、人々の出産や育児にかかわる民間信仰のひとつで、主に小児の咳病快癒、健康祈願を目的とした「オシャモジサマ」信仰が伝承されている。「杓子」を奉納することが特徴としてみられ、主に江戸時代以来多くの人々の信心を集めてきた。

市内には、現時点で15か所を超えるオシャモジサマが確認されているが、青葉区鉄町、港北区小机町本法寺には、奉納された杓子が群を抜いて多く残されている。また、残された杓子に書かれた墨書から、百日咳除け祈願、快癒に対するお礼の内容が読み取れるほか、「都筑郡鐵村」「鶴川村能ヶ谷」といった、奉納者に関する墨書が確認できる。この点は、両地域が近隣のオシャモジサマ信仰の中心であったことを裏付けるものであり、かつて市域にひろく見られたオシャモジサマ信仰の様相をよく遺しているといえる。



祠に奉納された杓子 (青葉区鉄町)



「百日咳消除」の墨書のある杓子  
(青葉区鉄町)



「御礼」の墨書のある杓子  
(港北区小机町 本法寺)



横浜市指定有形文化財

1 名称	木造薬師如来立像
2 員数	1 軀
3 指定年月日	令和3年□月□日（予定）
4 所在の場所	横浜市栄区上郷町1864
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 證菩提寺 代表役員 一守 隆真 横浜市栄区上郷町1864
6 種類	彫刻
7 品質及び形状	木造 素地
8 寸法又は重量	像高 101.3cm
9 作者	不明
10 製作の年代又は時代	平安時代後期
11 画賛、奥書、銘文等	なし
12 伝来その他参考となるべき事項	本文参照
添付するもの	写真



調書

木造薬師如来立像

員数	1 軀		
時代	平安時代後期		
技法	木造、素地		
法量	像高 101.3 cm		
所有者	宗教法人 證菩提寺	代表役員	一守 隆真
所在地	栄区上郷町1864		

〔形状〕

肉髻相をあらわす。地髪部正面から両耳やや後方まで賽の目状に刻んで螺髪をあらわし、肉髻部および後頭部は螺髪を省略して鑿目を残した平彫りとする。白毫相は判然としない。耳垂部不貫。三道相をあらわす。正面では覆肩衣・衲衣・裙を着けるように見える。覆肩衣は背部から右肩にかかり、右腕を覆って袖状に垂れ、内側は右脇腹で衲衣にたくし込む。衲衣は左肩を覆い、右腋下を通して正面にまわり、再び左肩にかかる。正面腹部から左肩にかけて上縁を折り返す。覆肩衣の襟部分も折り返しをあらわし、その折り返しは衲衣にたくし込んだ部分から袖内側の途中までにもあらわれる。覆肩衣、衲衣とも折り返し部分は紐三条のような衣文をあらわす。裙は正面の脚部中央で右前に打ち合わせる。体部背面は衲衣の下端をあらわす以外は造形を省略して鑿目を残す。両手屈臂。いずれも胸の高さで、左は掌を仰ぎ、右は掌を正面に向けて立て、全指を伸べる。左掌中央には円形の衲孔を穿つ。両足先を開いて直立する（両足首以下の間は彫り残す）。

〔法量〕（単位cm）

像高	101.3（三尺三寸四分）		
髮際高	90.1（二尺九寸七分）		
頂一顎	24.4	面長	13.7
面幅	14.1	耳張	17.4
面奥	18.9	胸奥（左）	15.6
腹奥	17.2	肘張	33.2
袖裾張	28.2	裙裾張	26.4
足先開	18.6		



### 〔品質構造〕

広葉樹（ケヤキか）。一木造り。素地。

両手首先を除く全容を一材から彫り出す（木芯は背面後方にわずかに外す）。体部背面上膊半ばほどの高さから裾の半ばあたりの高さまで浅く内割りする（蓋板があった痕跡は認められない）。両手首先矧ぎ付け。螺髪の刻み目や内割り内部に黒色の痕跡が残る。

正面の頸部、覆肩衣の一部にわずかな白色地が見られるほかは全面素地を残す。内割りの内部は粗く鑿痕を残す。

### 〔伝来〕

高野山真言宗證菩提寺本堂須弥壇左脇に安置される。證菩提寺はもと相模国鎌倉郡山之内庄本郷、現在では横浜市に属するが鎌倉市北部との境に近い地に存する。文保2年（1318）4月の旧梵鐘銘（『証菩提寺文書』所収）によれば文治5年（1189）供養といい、『吾妻鏡』建長2年（1250）4月16日条によれば建久8年（1197）源頼朝が佐奈田余一義忠（1155～1180）の菩提をとむらって建立したものという。『新編相模国風土記稿』証菩提寺の条は寺宝の項に「薬師堂」を挙げ、「行基の作長四尺  
三寸を安ず、是昔時中堂の本尊なりしと云ふ」と記す。法量は合わないが、本像はこれにあたる可能性がある。

### 〔保存状態〕

左手第二指半ばより先、左手第三・四・五指先、右手第五指からその下方にかけて、以上各欠損。現状左手首先は分離。掌中央の柄孔は底に孔が開き、貫通する。覆肩衣の襟の折り返し部の袖内側の下方は削り取ったものか。像底の両足裏に続く面は水平に削り取る。その中央部には元は不整形の角柄を造り出していた痕跡がある。

### 〔説明〕

- 1 本像は頭体のほぼ全容を一材から彫成する古様の一木造り技法の像であるが、一方でなだらかな肉どりや穏和な表情に平安時代後期の特色を示す。洗練されない作風は当時の中央の作例からはかなりの距離が感じられる。横浜市内の同様の作例としては、いわゆる鉦彫り技法の代表とされる南区・弘明寺十一面観音菩薩像（国指定重要文化財）があるが、他にも磯子区・薬王寺薬師如来像（市指定文化財）、港南区・光明寺観音菩薩像（市指定文化財）などが挙げられる。弘明寺像はかねてから11世紀前半の作とされることが多いが、それに対して比較的整った作風を示す薬王寺像や光明寺像は12世紀の作とみられ



る。本像の素朴かつのどかな作風は弘明寺像と時代を共有するものと考えられ、本像も11世紀までさかのぼる作とみられる。

- 2 本像には、肉髻部の螺髪を省略する点、耳の形を同心円状の弧線で単純にあらわす点、覆肩衣の襟部分にも折り返しをあらわす点、衲衣の折り返し部分を左肩から右脇腹にかけて均一な幅で厚くあらわす点など特異な表現がみられる。幅広にあらわされた衲衣の折り返し部分は菩薩像が着ける条帛状の帯がかかっているようにも見えるが、衲衣の折り返しと条帛の形とを混同しているのかもしれない。仏像の表現形式を十分に理解していないと思われる部分が多く、作者はこの地方在住の者で、専門的な仏師ではない可能性がある。
- 3 現在、本像の像底の両足裏に続く面は水平に削り取られているが、第1項に市内の類例として挙げた薬王寺像、光明寺像などでは本体と共木から台座を彫り出しており、本像も同様であったと思われる。
- 4 證菩提寺は伝来の項に示したように鎌倉初期の開創といい、当初の本尊はそれをややさかのぼる安元元年（1175）頃製作の阿弥陀三尊像（国指定重要文化財）と考えられている。また現在の本尊阿弥陀如来像（神奈川県指定文化財）は寺内に嘉禎2年（1236）建立の本郷新阿弥陀堂本尊に比定されている。本像の製作はこれらをはるかにさかのぼり、この地に以前からあった薬師堂の本尊であったものと考えられる。平安時代のこの地域の造像の実態を示すものとして重要である。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品であり、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われる。

#### 〔参考文献〕

山田泰弘「平安彫刻の特質と背景—神奈川県の場合（上）」（『金沢文庫研究』280）

1988年

花澤明優美「薬師如来立像（證菩提寺）」（横浜市歴史博物館編『特別展 横浜の仏像—しられざるみほとけたち—』所収）2021年 横浜市ふるさと歴史財団

花澤明優美「木造薬師如来立像（證菩提寺）」（『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報—』27）2021年













像底





十一面観音菩薩立像  
弘明寺



薬師如来立像  
薬王寺



観音菩薩立像  
光明寺



横浜市指定有形民俗文化財

1 名称	オシャモジサマ (奉納杓子)
2 員数	1,367点 (①1,145点、②222点)
3 指定年月日	令和 年 月 日
4 所在の場所	①横浜市青葉区鉄町 ②横浜市港北区小机町
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	① (住所) ②宗教法人本法寺
6 種類及び形式	別添一覧表の通り
7 品質及び形状	木製
8 寸法又は重量	別添一覧の通り
9 作者	手製ほか、別添一覧の通り
10 製作の年代又は時代	明治時代～昭和時代
11 画賛、奥書、銘文等	
12 伝来その他参考とな るべき事項	調書参照
添付するもの	一覧表・写真



## 指定調書

### 「オシャモジサマ（奉納杓子）」

員数	①1,145点 ②222点
時代	明治時代～昭和時代
所有者	① [ ] ②宗教法人本法寺
所在の場所	①横浜市青葉区鉄町 [ ] ②横浜市港北区小机町 1379
種類及び形式	別添一覧表の通り

横浜市には、人々の出産や育児にかかわる民間信仰のひとつで、主に小児の咳病快癒、健康祈願を目的とした「オシャモジサマ」の信仰が各区に伝承されている。この信仰は、横浜市以外でも神奈川県内をはじめ、東京都や埼玉県等にも見られ、小児の風邪や百日咳除けとして「杓子」を奉納することが特徴として見られ、主に江戸時代以来多くの人々の信心を集めてきた。

奉納されている杓子を1枚持ち帰り、それをを用いて小児に給仕をすることで百日咳や風邪が治るとされ、その後杓子2枚を奉納するというこの信仰は、その後、昭和時代に入ると、医療体制が整っていく中で徐々に下火となり、奉納される杓子も少なくなっていく。

青葉区鉄町のオシャモジサマは、代々志村家で管理しており、敷地内にある小祠にはもっとも古いもので文化4年（1807）の棟札が収められている。現小祠は平成24年に建立されたもので、奉納杓子のほか、丸石がご神体としてオイナリサマと共に祀られている。

小祠には杓子が1,145本奉納されている。そこには「百日咳消除」「くちめき風ごむよう」（くちめき風：百日咳）といった祈願の内容とともに、「奉納御杓子稲荷大明神」「杓子大明神」といった本信仰の流行神的な特徴を示す墨書が見られる。また奉納者の記述として「都筑郡鐵村」「都筑郡山内村石川」「早野村」「鶴川村能ヶ谷」といった現在の行政区域を越えた信仰の広がりを見せるものが含まれている。

港北区小机町にある本法寺のオシャモジサマは、小児の百日咳やはしかの回復に御利益があるとされ、全部で222本を数える。『城郷村誌』によれば明治初年までは篠原町と境を接する杉山神社下方の一本杉の根元の小祠にあったものを、往時の住職が勧請したものと伝わる。奉納された杓子には「十五歳迄デ口向無用」（口向：百日咳）の記載に加えて「御礼」と墨書されたものが多数見られる。子どもが百日咳に罹らないようにという親の願いとともに、その快癒に対する感謝の気持ちが杓子の奉納に繋がったことを示している。

横浜市内には令和3年時点で15か所を超えるオシャモジサマが確認されているが、その中であって、両地域の奉納杓子は群を抜いて数が多く、かつ信仰内容を表す墨書を有する杓子が豊富に含まれている。そのことは両地域がそれぞれ近隣のオシャモジサマ信仰の中心であったことを裏付けるものであり、かつて市域にひろく見られたオシャモジサマの信仰の様相をよく遺しているものといえる。



【参考】羽毛田智幸「横浜市域の産育習俗に関する民間信仰の調査研究 1・2・3」  
『横浜市歴史博物館資料調査研究報告』10・11・12号、2014・2015・2016年



青葉区鉄町のオシャモジサマ 奉納杓子一覧

資料番号	長さ	幅	厚	文字情報 1面	文字情報 2面
OS-0001	242	80	8	人面墨書、焼印「宮島」	
OS-0002	253	77	5	墨書「早野村下駄やちよの」	
OS-0003	220	59	8	墨書「奉納杓子大明神」	
OS-0004	258	75	7	墨書「麻生村 [ ]氏」	「奉納 杓子大明神」
OS-0005	222	79	6	墨書「[ ]」、焼印「宮島」	
OS-0006	180	58	7	黒ペン書「合格祈願」、焼印「木曾ひのき」	ペン書「一級国家試験合格します様に [ ]」
OS-0007	251	72	6	墨書「奉納御シャモジ稲荷大明神 願主氏」	
OS-0008	252	74	6	墨書「奉納 大願成就」「くちめき風ごむよう」[ ]村 [ ]氏」	
OS-0009	177	54	9	墨書「敏」	
OS-0010	272	74	7	墨書「クチミキカゼハむ用」	墨書「[ ]」
OS-0011	257	73	6	墨書「○(丸印)」	墨書「[ ]」
OS-0012	259	73	6	墨書「口みき風わ御無用」	
OS-0013	176	56	7	墨書「神奈川県都筑郡 [ ]様 山内村石川 [ ]」、焼印「宮島」	扇型焼印に「14.1.4」
OS-0014	265	75	6	墨書「奉納 石川村 黒口」	
OS-0015	255	73	6	墨書「奉納 御杓子稲荷大明神」	墨書「神奈川県 都筑郡 鐵村 [ ] 拜」
OS-0016	205	65	7	赤マジック書「[ ]、史」	
OS-0017	269	79	6	墨書「明治[ ]年 丑二月[ ] 奉納 稲荷大明神 [ ]納之」	
OS-0018	215	68	7	黒マジック書「[ ]、史」	
OS-0019	235	75	4	墨書「奉納 大願成就」、焼印「宮島」	墨書「鶴川村能ヶ谷 [ ] 六才」
OS-0020	344	115	10	お堂の焼印、焼印「身延山 開運杓子」、シール「特選 上」	
OS-0021	343	99	10	火炎宝珠の焼印、焼印「豊川いなり」	
OS-0022	241	87	8	焼印「宮(島)」	墨書「百日咳消除」
OS-0023	244	75	7	墨書「奉納 皆根作」	
OS-0024	261	77	6	墨書「一才」	焼印「宮島」
OS-0025	233	77	7	墨書「奉納 杓子稲荷」	
OS-0026	239	77	5	墨書「わる風が入るべから(ず)、焼印「宮(島)」	墨書「九年七月」
OS-0027	251	71	6	黒鉛筆書「百日風御無用」	
OS-0028	248	70	7	墨書「奉納 [ ]」	
OS-0029	264	75	7	墨書「早野村 [ ]口」	
OS-0030	235	73	6	墨書「奉納 [ ]」	
OS-0031	207	65	7	墨書「[ ]」	
OS-0032	259	80	6	墨書「一才」	焼印「(宮島)」
OS-0033	249	73	9	黒マジック書「[ ]」	
OS-0034	226	70	4	墨書「二〇」	焼印「[ ]」
OS-0035	265	77	6	墨書「奉納 王禅寺 [ ]」	
OS-0036	242	73	10	黒マジック書「[ ]」	
OS-0037	255	76	5	墨書「明治二十一年八月三十日 奉納 大明神 [ ]氏 四才」	
OS-0038	206	65	6	墨書「[ ]」	
OS-0039	243	81	11	墨書「くちめきごむよう」、焼印「宮島」	
OS-0040	236	76	7	焼印「宮(島)」	
OS-0041	236	79	8		
OS-0042	229	78	9		
OS-0043	236	78	6		
OS-0044	243	82	8		
OS-0045	216	76	6		
OS-0046	233	80	9		
OS-0047	237	82	6		
OS-0048	254	75	7		
OS-0049	252	76	7		
OS-0050	236	79	8		
OS-0051	243	80	5	焼印「宮島」	
OS-0052	240	75	8		焼印「宮(島)」



OS-0053	241	80	8		
OS-0054	234	80	9	焼印「(宮島)」	
OS-0055	231	80	7		
OS-0056	233	70	7		
OS-0057	260	72	7		
OS-0058	245	81	7	焼印「宮(島)」	
OS-0059	242	79	7	焼印「宮島」	
OS-0060	231	78	9		
OS-0061	228	81	6		焼印「宮島」
OS-0062	240	83	7		焼印「宮島」
OS-0063	239	81	7		
OS-0064	238	80	7		
OS-0065	232	82	6		
OS-0066	236	79	7		
OS-0067	234	80	7		
OS-0068	225	74	6		
OS-0069	466	144	16		焼印「宮島」
OS-0070	486	119	10	焼印「成田山」	
OS-0071	490	123	10	焼印「成田山」	
OS-0072	342	115	12	焼印「[火焰宝珠]豊川」	
OS-0073	488	123	11	焼印「成田山」	
OS-0074	481	120	13		焼印「成田山」
OS-0075	427	130	11	焼印「[大黒天][御堂]善光寺 開運杓子」	
OS-0076	485	118	11	焼印「成田山」	
OS-0077	353	114	7		
OS-0078	367	113	8	焼印「榛名山」	
OS-0079	367	106	8	焼印「成田山」	
OS-0080	484	125	10	焼印「香取神宮」	
OS-0081	432	120	9	焼印「[温泉場]草津[池]伊達杓子」	
OS-0082	233	79	7	焼印「[ ]」	焼印「[ ]」
OS-0083	242	80	8	焼印「宮島」	
OS-0084	236	8	6	焼印「宮島」	
OS-0085	234	76	5	焼印「宮島」	
OS-0086	240	83	7	焼印「宮島」	
OS-0087	211	68	7	焼印「みたけ山」	
OS-0088	243	80	7		焼印「宗吾山」
OS-0089	240	80	7	焼印「[ ]」	
OS-0090	243	84	6	焼印「宮島」	
OS-0091	237	80	6	焼印「大山」	
OS-0092	239	78	11	焼印「[ ]」	
OS-0093	210	78	6		焼印「(梅鉢紋)」
OS-0094	239	82	8	焼印「宮島」	
OS-0095	234	78	7	焼印「宮島」	
OS-0096	238	84	7	焼印「宮島」	
OS-0097	239	84	7	焼印「宮島」	
OS-0098	243	81	6	焼印「宮島」	
OS-0099	266	70	6	焼印「宮島」	
OS-0100	246	80	6	焼印「大山」	
OS-0101	200	63	8	墨書「□□」	
OS-0102	236	80	7	焼印「正宮島」	
OS-0103	244	80	8	焼印「榛名山」	
OS-0104	210	80	7	焼印「可睡齋」	
OS-0105	202	67	6	焼印「(日の出のマーク)宮島」	
OS-0106	232	80	6	焼印「宮島」	
OS-0107	211	83	7	焼印「會[宮]島」	
OS-0108	233	78	6	焼印「宮島」	
OS-0109	227	78	6	焼印「[ ]」	
OS-0110	222	77	6	焼印「宮島」	
OS-0111	238	73	11	白インク書「豊川いなり」	



OS-0112	210	70	6	焼印「宮島」	
OS-0113	235	85	6	焼印「宮島」	
OS-0114	236	80	6	焼印「(宮島)」	
OS-0115	234	81	7	焼印「[ ]」	
OS-0116	218	77	5	焼印「[☒宮島]」	
OS-0117	242	80	6	焼印「宮(島)」	
OS-0118	242	83	4	焼印「宮島」	
OS-0119	223	80	8		
OS-0120	235	81	8	焼印「宮島」	
OS-0121	235	83	8	焼印「宮(島)」	
OS-0122	241	83	7		焼印「宮島」
OS-0123	234	78	7	焼印「宮島」	
OS-0124	238	83	7	焼印「宮島」	
OS-0125	245	80	6	焼印「宮島」	
OS-0126	239	82	6	焼印「宮島」	
OS-0127	238	80	7	焼印「正(宮)島」	
OS-0128	232	74	8	焼印「(達磨のマーク)川崎大師」	
OS-0129	241	81	8	焼印「美や志(ま)」	
OS-0130	238	84	8	焼印「宮島」	
OS-0131	227	81	6		
OS-0132	236	81	8	焼印「(宮)島」	
OS-0133	250	84	10	焼印「[宮島]」	
OS-0134	236	80	6	焼印「正宮島」	
OS-0135	244	80	5	焼印「宮島」	
OS-0136	228	82	8	焼印「宮島」	
OS-0137	236	85	4	焼印「榛名山」	
OS-0138	209	68	4	焼印「[宮島]」	
OS-0139	239	72	4		
OS-0140	235	72	5		
OS-0141	260	57	6		
OS-0142	216	67	7		
OS-0143	272	81	7		
OS-0144	239	80	7		
OS-0145	240	81	6		
OS-0146	272	66	8		
OS-0147	242	80	6		
OS-0148	232	80	7		
OS-0149	223	70	7		
OS-0150	248	73	6		
OS-0151	234	75	7		
OS-0152	233	84	7		
OS-0153	242	79	7		
OS-0154	231	79	6		
OS-0155	227	77	5		
OS-0156	228	81	6		
OS-0157	238	83	7	焼印「宮島」	
OS-0158	237	83	7		
OS-0159	247	75	8		
OS-0160	238	77	5		
OS-0161	235	78	9		
OS-0162	240	81	7		
OS-0163	238	81	7	焼印「(宮島)」	
OS-0164	237	76	6		
OS-0165	238	78	7		
OS-0166	236	82	6		
OS-0167	256	75	6		
OS-0168	236	83	7		
OS-0169	235	77	6	焼印「宮島」	
OS-0170	236	79	8		



OS-0171	232	75	5		
OS-0172	238	82	7		焼印「(宮島)」
OS-0173	244	82	7	焼印「[ ]」	
OS-0174	224	80	6		
OS-0175	235	80	7		
OS-0176	239	80	6		
OS-0177	228	73	6		
OS-0178	240	80	6		
OS-0179	242	79	6		
OS-0180	232	82	8		
OS-0181	200	70	6		
OS-0182	264	73	8		
OS-0183	236	80	6		
OS-0184	241	82	7		
OS-0185	240	80	6		
OS-0186	224	74	8	焼印「(成田山)」	
OS-0187	195	70	7		
OS-0188	237	80	6		
OS-0189	232	72	7		
OS-0190	242	72	6		
OS-0191	225	77	7		
OS-0192	237	78	6		
OS-0193	233	79	6		
OS-0194	241	80	6		
OS-0195	235	84	7		
OS-0196	235	80	5		
OS-0197	233	73	7		
OS-0198	215	69	4		焼印「(宮島)」
OS-0199	239	79	7		
OS-0200	218	79	6		
OS-0201	232	80	7		
OS-0202	237	84	7		
OS-0203	210	68	7		
OS-0204	230	76	7	焼印「(宮島)」	
OS-0205	240	80	7		
OS-0206	239	80	6		
OS-0207	238	80	6		
OS-0208	239	83	7	焼印「(宮島)」	
OS-0209	237	79	6		
OS-0210	232	81	7		
OS-0211	237	80	8		
OS-0212	263	78	6		
OS-0213	234	82	8		
OS-0214	235	77	5		
OS-0215	238	84	8		
OS-0216	274	81	7		
OS-0217	241	82	7		
OS-0218	236	78	7		
OS-0219	223	75	6		
OS-0220	242	81	7		
OS-0221	228	77	6	焼印「[ ]」	
OS-0222	230	85	5	焼印「[ ]」	
OS-0223	238	81	7		
OS-0224	232	80	7		
OS-0225	218	79	17		
OS-0226	232	76	6		
OS-0227	238	80	6		
OS-0228	215	69	6	焼印「[ ]」	
OS-0229	233	80	7	焼印「[ ]」	



OS-0230	228	75	5		
OS-0231	210	70	11	焼印「[ ]白」	
OS-0232	236	77	6		
OS-0233	226	74	8		
OS-0234	242	86	5		
OS-0235	231	78	6		
OS-0236	228	79	6	焼印「[ ]」	
OS-0237	230	77	5		
OS-0238	240	80	6		
OS-0239	254	79	5		
OS-0240	231	80	6		
OS-0241	231	71	6		
OS-0242	232	78	6		焼印「[ ]」
OS-0243	247	80	6		焼印「宮島」
OS-0244	234	79	7		焼印「正宮島」
OS-0245	235	78	5		焼印「宮島」
OS-0246	239	82	8		焼印「宮島」
OS-0247	247	82	7	焼印「宮島」	
OS-0248	245	84	6		焼印「宮島」
OS-0249	209	74	5		焼印「厄除(達磨の絵)川崎大師」
OS-0250	222	80	5	焼印「宮島」	
OS-0251	237	84	8	焼印「宮島」	
OS-0252	235	84	5	焼印「(宮)島」	
OS-0253	239	82	7	焼印「宮島」	
OS-0254	243	84	6	焼印「宮島」	
OS-0255	216	71	7	焼印「みたけ山」	
OS-0256	235	80	6	焼印「宮島」	
OS-0257	238	84	7	焼印「宮(島)」	
OS-0258	242	81	5	焼印「宮島」	
OS-0259	241	81	9	焼印「宮島」	
OS-0260	224	80	8	焼印「宮(島)」	
OS-0261	239	84	6	焼印「宮島」	
OS-0262	242	80	5	焼印「宮島」	
OS-0263	251	76	7	墨書「奉納 大願成就 [ ]」	
OS-0264	238	84	5	焼印「宮島」	
OS-0265	239	81	6	焼印「宮島」	
OS-0266	240	78	7	焼印「榛名山」	
OS-0267	237	86	7	焼印「宮島」	
OS-0268	238	83	6	焼印「宮島」	
OS-0269	237	76	6	ゴム印「宮島」	
OS-0270	235	80	7	焼印「宮島」	
OS-0271	214	69	5	焼印「宮島」	
OS-0272	210	66	7	ゴム印「善光寺」	
OS-0273	235	82	7		
OS-0274	212	58	6	焼印「(宮)島」	
OS-0275	241	80	5	焼印「宮島」	
OS-0276	236	82	8	焼印「宮島」	
OS-0277	240	80	5	焼印「宮島」	
OS-0278	239	82	7	焼印「[ ]宮島」	
OS-0279	241	84	6	焼印「宮島」	
OS-0280	236	83	6	焼印「宮島」	
OS-0281	281	79	5		墨書「一才」、焼印「宮島」
OS-0282	240	82	7	焼印「三ツケ」	
OS-0283	235	83	8	焼印「宮島」	
OS-0284	222	72	7	焼印「成田山」	
OS-0285	228	79	80	焼印「宮島」	
OS-0286	233	78	4	焼印「成田山」	
OS-0287	234	82	6	焼印「宮島」	
OS-0288	235	82	5	焼印「宮島」	



OS-0289	238	82	5	焼印「正宮島」	
OS-0290	208	77	6	焼印「(扇形のマーク)可睡齋」	
OS-0291	233	82	6	焼印「[ ]」	
OS-0292	240	82	8	焼印「(宮)島」	
OS-0293	280	80	7	シール「特選八中 磨宮島」	
OS-0294	242	79	5	焼印「宮島」	
OS-0295	239	82	8	焼印「(宮)島」	
OS-0296	224	80	5		
OS-0297	238	78	8	焼印「(宮)島」	
OS-0298	238	83	7	焼印「宮島」	
OS-0299	210	84	5	焼印「宮島」	
OS-0300	234	80	7		
OS-0301	241	83	7	焼印「(宮)島」	
OS-0302	238	80	7	焼印「宮島」	
OS-0303	204	68	6	焼印「宮島」	
OS-0304	237	84	6	焼印「宮島」	
OS-0305	233	77	6	焼印「(宮)島」	
OS-0306	228	78	6	焼印「宮島」	
OS-0307	218	69	6		焼印「(宮)島」
OS-0308	235	81	6	焼印「[ ]」	
OS-0309	237	80	6		焼印「宮島」
OS-0310	237	80	4	焼印「宮島」	
OS-0311	207	84	6	焼印「宮島」	
OS-0312	235	81	6	焼印「宮島」	
OS-0313	242	84	6	焼印「□宮島」	
OS-0314	240	81	9	焼印「[ ]」	
OS-0315	236	80	5		
OS-0316	239	84	7	焼印「榛(名山)」	
OS-0317	239	81	5	焼印「宮島」	
OS-0318	240	78	5	焼印「(宮)島」	
OS-0319	208	74	5	焼印「伊勢」	
OS-0320	236	83	6	焼印「宮島」	
OS-0321	321	82	6		焼印「宮島」
OS-0322	210	69	5	焼印「宮島」	
OS-0323	243	82	8	焼印「宮島」	
OS-0324	238	80	6	焼印「宮島」	
OS-0325	211	68	6	焼印「宮島」	
OS-0326	241	82	7	焼印「(宮)島」	
OS-0327	238	77	6		焼印「福」「大山節分祭」
OS-0328	238	79	7		焼印「榛名山」
OS-0329	241	80	5		焼印「宮島」
OS-0330	238	85	8	焼印「(宮)島」	
OS-0331	239	80	7		
OS-0332	233	80	5		
OS-0333	235	78	6		
OS-0334	240	79	8		
OS-0335	224	75	7		
OS-0336	241	81	8		
OS-0337	236	83	8		
OS-0338	233	81	6		
OS-0339	236	80	7		
OS-0340	230	70	12		
OS-0341	228	83	7		
OS-0342	242	84	7		
OS-0343	240	73	7		
OS-0344	235	78	7		
OS-0345	239	82	7		
OS-0346	222	70	8		
OS-0347	238	81	7		



OS-0348	243	78	6		
OS-0349	239	81	7	焼印「榛名山」	
OS-0350	260	79	6		
OS-0351	245	77	7		
OS-0352	242	78	6		
OS-0353	231	82	6		
OS-0354	240	80	8		焼印「宮島」
OS-0355	244	80	8		焼印「宮島」
OS-0356	138	82	7		
OS-0357	229	72	6		
OS-0358	260	73	7		
OS-0359	240	80	6		
OS-0360	236	79	7		
OS-0361	236	82	7		
OS-0362	245	79	6		
OS-0363	232	77	5		
OS-0364	232	82	8		焼印「[ ]」
OS-0365	242	83	8		
OS-0366	245	78	7		
OS-0367	245	80	7		
OS-0368	229	78	6		焼印「[ ]」
OS-0369	237	83	8	焼印「宮島」	
OS-0370	235	86	9		
OS-0371	240	80	7		
OS-0372	241	78	7		
OS-0373	232	77	7		
OS-0374	197	66	6		
OS-0375	238	84	8		
OS-0376	240	81	7		
OS-0377	226	81	8		
OS-0378	230	81	8		
OS-0379	261	68	6		
OS-0380	200	72	9		
OS-0381	260	70	7		焼印「(宮島)」
OS-0382	235	78	7		
OS-0383	245	78	6		
OS-0384	222	82	7		
OS-0385	240	80	8		
OS-0386	221	78	6		
OS-0387	239	80	6		
OS-0388	240	78	8		
OS-0389	238	82	7		
OS-0390	223	83	7		
OS-0391	238	84	7		
OS-0392	243	83	7		
OS-0393	235	81	7		
OS-0394	243	78	7		
OS-0395	238	76	6		
OS-0396	244	74	8		
OS-0397	241	83	5		
OS-0398	246	78	6		
OS-0399	241	78	6		
OS-0400	236	80	5		
OS-0401	240	82	7		
OS-0402	240	76	6		
OS-0403	270	82	6		
OS-0404	230	77	7		
OS-0405	233	82	8		
OS-0406	228	74	7		



OS-0407	238	81	6		
OS-0408	237	82	7		
OS-0409	235	82	8	焼印「宮島」	
OS-0410	236	77	7		
OS-0411	225	73	6		
OS-0412	236	82	7		
OS-0413	248	75	7		
OS-0414	235	78	6		
OS-0415	237	80	6		
OS-0416	248	84	8		
OS-0417	224	77	6		
OS-0418	238	80	7		
OS-0419	240	80	7		
OS-0420	240	81	7		
OS-0421	232	78	7		
OS-0422	243	83	8		
OS-0423	239	82	8		
OS-0424	241	74	6		
OS-0425	239	82	7		
OS-0426	238	82	7		
OS-0427	240	81	7	焼印「[ ]」	
OS-0428	258	78	6		
OS-0429	212	61	6		
OS-0430	244	79	6		
OS-0431	240	78	7		
OS-0432	238	84	8		
OS-0433	238	80	8		
OS-0434	238	84	8		
OS-0435	235	82	4		
OS-0436	238	80	6		
OS-0437	238	79	6		
OS-0438	265	76	6		
OS-0439	241	80	6		
OS-0440	242	75	7		
OS-0441	232	81	7		
OS-0442	241	82	6		
OS-0443	239	83	7		
OS-0444	236	81	6		
OS-0445	236	78	8		
OS-0446	268	81	7		
OS-0447	239	85	8		
OS-0448	221	87	8		
OS-0449	230	78	6		
OS-0450	242	82	6		
OS-0451	240	80	7		
OS-0452	221	75	7		
OS-0453	239	80	6		
OS-0454	243	78	7		
OS-0455	241	82	5		
OS-0456	239	79	6		
OS-0457	237	81	6		
OS-0458	264	74	7		
OS-0459	266	72	8		
OS-0460	242	82	6		
OS-0461	231	78	6		
OS-0462	267	78	5		
OS-0463	240	80	5		
OS-0464	235	80	6		
OS-0465	238	82	6		



OS-0466	238	83	5		
OS-0467	225	75	7		
OS-0468	235	82	7	焼印「[ ]」	
OS-0469	234	82	8		
OS-0470	237	83	7		
OS-0471	244	78	6		
OS-0472	236	79	6		
OS-0473	227	78	6		
OS-0474	231	72	7		
OS-0475	240	87	10		
OS-0476	232	80	9		
OS-0477	255	74	6		
OS-0478	232	79	6		
OS-0479	254	73	7		
OS-0480	232	77	7		
OS-0481	237	78	8		
OS-0482	240	85	7		
OS-0483	237	82	6		
OS-0484	249	79	6		
OS-0485	242	82	7		
OS-0486	236	73	6		
OS-0487	242	82	6		
OS-0488	236	81	5		
OS-0489	242	79	7		
OS-0490	239	82	7		
OS-0491	245	82	7		
OS-0492	236	82	6		
OS-0493	209	69	8		
OS-0494	234	82	7		
OS-0495	234	78	7		
OS-0496	238	84	5		
OS-0497	226	76	7		
OS-0498	240	80	7		
OS-0499	242	80	6		
OS-0500	232	72	8		
OS-0501	238	84	7		
OS-0502	232	84	8		
OS-0503	241	81	8		
OS-0504	237	84	6		焼印「(宮島)」
OS-0505	234	82	6		
OS-0506	235	78	8	焼印「[ ]」	
OS-0507	276	82	6		
OS-0508	232	82	6		
OS-0509	240	84	5		
OS-0510	267	72	6		
OS-0511	244	77	6		
OS-0512	227	72	6		
OS-0513	243	80	6		
OS-0514	236	78	7		
OS-0515	226	75	7		
OS-0516	272	74	6		
OS-0517	245	80	6		
OS-0518	234	80	5		
OS-0519	237	82	8		
OS-0520	235	78	6		
OS-0521	234	71	6		
OS-0522	242	82	7		
OS-0523	235	78	6		
OS-0524	214	70	6		焼印「開運」「日光二荒山」



OS-0525	245	84	7		焼印「宮島」
OS-0526	238	82	6		
OS-0527	253	77	8	焼印「宮島」	
OS-0528	243	84	5	焼印「宮島」	
OS-0529	237	80	7		焼印「多摩のみたけ」
OS-0530	210	68	6	焼印「開運」日光二荒山	
OS-0531	207	67	4	焼印「みたけ山」	
OS-0532	232	85	8	焼印「宮(島)」	
OS-0533	232	83	6		焼印「宮島」
OS-0534	237	82	7		焼印「正宮島」
OS-0535	239	82	7		焼印「宮島」
OS-0536	214	69	5	焼印「宮島」	
OS-0537	238	82	9	焼印「宮島」	
OS-0538	238	83	6	焼印「宮島」	
OS-0539	242	84	7	焼印「宮島」、墨書「三光」	
OS-0540	192	64	8	焼印「成田山」	
OS-0541	260	70	8		墨書「奉納」黒鉄村カ
OS-0542	240	82	8		焼印「宮島」
OS-0543	237	78	7		
OS-0544	236	81	4		焼印「宮島」
OS-0545	243	82	7	焼印「宮島」	
OS-0546	245	80	6	焼印「宮島」	
OS-0547	240	83	6		焼印「宮島」
OS-0548	240	82	6	焼印「宮島」	
OS-0549	244	84	7	焼印「宮島」	
OS-0550	236	82	6	焼印「宮島」	
OS-0551	233	80	5	焼印「宮島」	
OS-0552	239	80	7		焼印「宮島」
OS-0553	237	82	6	焼印「宮島」	
OS-0554	232	79	6	焼印「宮(島)」	
OS-0555	241	83	7	焼印「(宮)島」	
OS-0556	233	74	4	焼印「[ ]」	
OS-0557	240	81	6	焼印「宮島」	
OS-0558	232	83	6	焼印「宮島」	
OS-0559	243	80	6		焼印「宮島」
OS-0560	235	77	7		焼印「宮島」
OS-0561	246	82	5		
OS-0562	240	85	5	焼印「宮島」	
OS-0563	236	81	7		焼印「美や(志ま)」
OS-0564	260	75	6	焼印「宮島」	墨書「四」
OS-0565	243	79	6	焼印「榛名山」	
OS-0566	215	73	3	焼印「宮島」	
OS-0567	235	81	6	焼印「宮島」	
OS-0568	212	71	5	焼印「みたけ山」宮島	
OS-0569	214	69	6		焼印「みたけ」「宮島」
OS-0570	234	82	6		焼印「會[ ]」
OS-0571	228	73	5		焼印「宮島」
OS-0572	213	67	4		焼印「宮島」
OS-0573	238	81	6		焼印「宮島」
OS-0574	234	81	5		焼印「宮島」
OS-0575	237	83	5		焼印「宮島」
OS-0576	236	82	6		焼印「宮島」
OS-0577	236	81	8	焼印「宮島」	
OS-0578	237	82	6		
OS-0579	233	77	7	焼印「宮島」	
OS-0580	234	82	5	焼印「宮島」	
OS-0581	244	84	4	焼印「宮島」	
OS-0582	240	85	8	焼印「宮(島)」	
OS-0583	237	82	6		焼印「(宮)島」



OS-0584	243	82	5		焼印「宮島」
OS-0585	241	80	5		焼印「宮島」
OS-0586	235	84	4	焼印「宮島」	
OS-0587	233	80	6		焼印「みたけ」
OS-0588	222	67	8		黒マジック「30」
OS-0589	241	83	8		焼印「宮島」
OS-0590	236	84	10		焼印「宮島」
OS-0591	244	80	4	焼印「宮島」	
OS-0592	238	81	5		焼印「宮島」
OS-0593	235	82	5		焼印「宮島」
OS-0594	235	83	7	焼印「宮島」	
OS-0595	219	70	8	紙ラベル「キレイナ 丈夫ナ 竹口しやもじ」	
OS-0596	237	76	7		
OS-0597	238	83	7	焼印「[ ]」	
OS-0598	240	80	5		焼印「宮島」
OS-0599	237	84	6		焼印「宮島」
OS-0600	232	78	12		焼印「宮島」
OS-0601	240	78	8		焼印「(宮)島」
OS-0602	244	81	5	焼印「宮(島)」	
OS-0603	239	83	6	焼印「宮島」	
OS-0604	237	78	6	焼印「宮島」	
OS-0605	232	84	7	焼印「宮島」	
OS-0606	221	68	4	焼印「宮(島)」	
OS-0607	211	68	5	焼印「宮島」	
OS-0608	240	78	5	焼印「宮島」	
OS-0609	216	68	4	焼印「宮島」	
OS-0610	265	78	7		焼印「宮島」
OS-0611	241	78	6		焼印「宮島」
OS-0612	240	85	8	焼印「宮島」	
OS-0613	241	80	7	焼印「宮島」	
OS-0614	238	80	7	焼印「宮島」	
OS-0615	238	80	6	焼印「宮島」	
OS-0616	236	82	5	焼印「宮島」、墨書「四」	
OS-0617	227	80	6	焼印「宮島」	
OS-0618	245	78	5	焼印「宮島」	
OS-0619	225	77	6	焼印「宮島」	
OS-0620	238	82	5		焼印「宮島」
OS-0621	240	82	5	焼印「[ ]」	
OS-0622	245	81	5	焼印「大山」	
OS-0623	242	80	5	焼印「宮(島)」	
OS-0624	220	70	4	焼印「(宮)島」	
OS-0625	242	82	5	焼印「宮島」	
OS-0626	240	84	5	焼印「[ ]」	
OS-0627	232	79	5	焼印「宮島」	
OS-0628	245	82	7		
OS-0629	241	77	5	焼印「宮島」	
OS-0630	225	78	6	焼印「宮島」	
OS-0631	239	82	6		焼印「會 宮島」
OS-0632	235	80	7	焼印「宮島」	
OS-0633	236	84	6		焼印「宮島」
OS-0634	235	80	4		焼印「宮島」
OS-0635	237	82	5	焼印「宮島」	
OS-0636	245	83	5	焼印「宮島」	
OS-0637	235	80	5	焼印「宮島」	
OS-0638	234	83	7	焼印「宮島」	
OS-0639	232	81	7		焼印「宮島」
OS-0640	250	82	6	焼印「宮(島)」	
OS-0641	239	82	5		
OS-0642	238	81	6		



OS-0643	238	83	5		
OS-0644	221	80	6		
OS-0645	236	82	6		
OS-0646	210	65	5		
OS-0647	220	65	5		
OS-0648	237	80	5		
OS-0649	232	75	6		
OS-0650	212	66	5		
OS-0651	237	80	7		
OS-0652	222	77	7		
OS-0653	222	78	5		
OS-0654	240	80	6		
OS-0655	233	78	5		
OS-0656	240	80	5		
OS-0657	240	81	6		
OS-0658	232	79	8		
OS-0659	240	80	5		
OS-0660	235	80	6		
OS-0661	234	80	5		
OS-0662	232	80	6		
OS-0663	237	73	6		
OS-0664	214	75	6		
OS-0665	238	80	6		
OS-0666	236	79	7		
OS-0667	230	78	6		
OS-0668	242	80	5		
OS-0669	244	80	5		
OS-0670	232	82	5		
OS-0671	238	81	5		
OS-0672	237	81	5		
OS-0673	228	79	6		
OS-0674	227	77	5		
OS-0675	209	62	8		
OS-0676	234	80	6		
OS-0677	210	61	6		
OS-0678	237	80	6		
OS-0679	238	82	6		
OS-0680	235	80	4		
OS-0681	215	70	8		
OS-0682	237	80	5		
OS-0683	235	80	6		
OS-0684	222	73	5		
OS-0685	235	75	5		
OS-0686	240	80	7		
OS-0687	687	78	5		
OS-0688	240	80	6		
OS-0689	251	77	7		
OS-0690	210	68	5	焼印「[ ]」	
OS-0691	235	82	7		
OS-0692	262	75	6		墨書「[ ]」
OS-0693	230	78	6		
OS-0694	245	80	6		
OS-0695	241	81	5		
OS-0696	240	82	6		
OS-0697	239	80	5		
OS-0698	205	67	4		
OS-0699	236	81	6		
OS-0700	238	80	7		
OS-0701	259	70	7		



OS-0702	238	78	5		
OS-0703	242	79	5		
OS-0704	235	79	6		
OS-0705	242	80	6		
OS-0706	237	82	6		
OS-0707	268	71	7		
OS-0708	241	80	5		
OS-0709	265	75	5		
OS-0710	237	82	5		
OS-0711	235	80	7		
OS-0712	240	75	6		
OS-0713	242	80	5		
OS-0714	200	60	7		
OS-0715	228	75	6		
OS-0716	224	80	5		
OS-0717	240	80	6		
OS-0718	240	80	5		
OS-0719	220	65	7		
OS-0720	236	84	7		
OS-0721	228	74	5		
OS-0722	272	80	6		
OS-0723	233	78	5		
OS-0724	233	77	5		
OS-0725	239	85	7		
OS-0726	232	81	5		
OS-0727	233	80	5		
OS-0728	235	79	6		
OS-0729	206	68	4		
OS-0730	241	78	6		
OS-0731	245	81	4		
OS-0732	232	79	5		
OS-0733	217	74	5		
OS-0734	210	68	10	焼印「(善)光寺」	
OS-0735	225	70	5	焼印「(宮)島」	
OS-0736	245	80	5	焼印「宮島」	
OS-0737	210	69	4		焼印「(宮)島」
OS-0738	235	80	5	焼印「(宮)島」	焼印「[ ](島)」
OS-0739	245	80	5		焼印「[ ]」
OS-0740	236	83	6	焼印「(宮)[ ]」	
OS-0741	210	68	5	焼印「(宮)島」	
OS-0742	246	80	5	焼印「宮(島)」	
OS-0743	236	88	7	焼印「[ ]」	
OS-0744	238	82	7		
OS-0745	236	80	5	焼印「(宮)島」	
OS-0746	208	68	5	焼印「みたけ山」	
OS-0747	207	68	5	焼印「[ ]」	
OS-0748	230	81	6	焼印「[ ]」	
OS-0749	233	84	6	焼印「宮(島)」	
OS-0750	235	78	4	焼印「(宮)島」	
OS-0751	206	79	5	焼印「開運(杓)子」	
OS-0752	240	81	5		焼印「(宮)島」
OS-0753	238	83	6		
OS-0754	242	81	6	焼印「宮島」	
OS-0755	240	82	5	焼印「宮(島)」	
OS-0756	235	91	6	焼印「宮(島)」	
OS-0757	235	78	5	焼印「[ ]」	
OS-0758	240	80	6		焼印「(宮)島」
OS-0759	235	80	7		
OS-0760	209	65	5		山の絵の焼印、焼印「◎谷」



OS-0761	235	81	5	焼印「[ ]」	
OS-0762	230	75	7	焼印「(宮)[ ]」	
OS-0763	237	80	6		焼印「正(宮島)」
OS-0764	214	69	5	焼印「(宮島)」	
OS-0765	239	81	7	焼印「(宮島)」焼印「[ ]」	焼印「[ ]」
OS-0766	234	80	5		
OS-0767	236	81	5	焼印「宮(島)」	
OS-0768	223	75	5	焼印「(宮)島」	
OS-0769	237	80	7		焼印「[ ]」
OS-0770	245	81	7		焼印「宮島」
OS-0771	232	80	6	焼印「[ ]」	焼印「(宮島)」
OS-0772	244	80	7		焼印「宮島」
OS-0773	210	68	4	焼印「(宮)島」	
OS-0774	215	69	4	焼印「[ ]」	
OS-0775	237	81	6	焼印「(宮)[ ]」焼印「[ ]」	
OS-0776	232	78	5	焼印「成田山」	
OS-0777	206	70	4	焼印「みたけ」、焼印「宮(島)」	
OS-0778	240	81	6	焼印「宮島」	
OS-0779	239	82	7		焼印「(宮)[ ]」
OS-0780	227	81	8	焼印「[ ]」	
OS-0781	184	59	7	焼印「成田山」	
OS-0782	183	60	8	焼印「伊勢」	
OS-0783	242	84	7	焼印「宮島」	
OS-0784	240	85	6	焼印「(宮島)」	
OS-0785	236	83	6	焼印「[ ]」	
OS-0786	234	80	8		
OS-0787	250	68	5	焼印「[ ]」	
OS-0788	235	78	5		焼印「大(山)」
OS-0789	236	79	6	焼印「(みたけ)山」	
OS-0790	241	81	5	焼印「宮島」	
OS-0791	240	82	6	焼印「(山二つに三のマーク) 宮島」	
OS-0792	240	80	8		
OS-0793	243	84	6	焼印「會[ ]」	
OS-0794	233	76	7		焼印「[ ]」
OS-0795	238	80	7	焼印「宮島」	
OS-0796	222	71	7		焼印「榛名山」
OS-0797	237	82	7	焼印「(宮島)」	
OS-0798	237	80	7	焼印「(宮島)」	
OS-0799	210	78	6	焼印「開運杓子」	
OS-0800	237	79	8	焼印「(宮島)」	
OS-0801	237	79	7	焼印「會 宮(島)」	
OS-0802	246	80	6	焼印「宮島」	
OS-0803	243	80	6	焼印「宮島」	
OS-0804	225	78	7	焼印「宮(島)」	
OS-0805	230	78	9	焼印「(宮島)」	
OS-0806	238	82	7		焼印「[ ]」
OS-0807	240	80	6	焼印「宮島」	
OS-0808	234	80	5	焼印「[ ]」	
OS-0809	234	82	7		焼印「(宮島)」
OS-0810	241	85	7		墨書「[ ]」
OS-0811	206	68	6	焼印「宮島」	
OS-0812	235	83	7	焼印「(宮島)」	
OS-0813	242	85	7	焼印「(宮島)」	
OS-0814	236	83	8	焼印「(宮)島」	
OS-0815	228	82	7	焼印「宮島」	
OS-0816	240	82	7	焼印「宮島」	
OS-0817	237	80	9		
OS-0818	237	83	9		
OS-0819	235	78	7		



OS-0820	230	81	6		
OS-0821	237	82	7	焼印「(宮島)」	
OS-0822	241	82	6		焼印「(宮島)」
OS-0823	231	77	6		
OS-0824	236	81	7	焼印「宮島」	
OS-0825	242	81	6		焼印「宮島」
OS-0826	218	68	4		焼印「[ ]」
OS-0827	234	83	8	焼印「宮[ ]」	
OS-0828	242	80	6		焼印「宮島」
OS-0829	238	82	7	焼印「宮島」	
OS-0830	206	67	6	焼印「宮島」	
OS-0831	253	83	6		焼印「(宮)[ ]」
OS-0832	207	69	5	焼印「(宮)[ ]」	
OS-0833	196	71	6	焼印「(宮島)」	
OS-0834	254	69	6		墨書き「(五)」
OS-0835	230	83	7		焼印「宮島」
OS-0836	233	79	7		焼印「多摩のみたけ」焼印「(宮)[ ]」
OS-0837	239	83	6		焼印「榛[ ]山」
OS-0838	237	82	7	焼印「宮島」	
OS-0839	238	81	7		焼印「宮島」
OS-0840	236	82	7	焼印「(宮島)」	
OS-0841	236	80	6	焼印「宮島」	
OS-0842	235	78	6		焼印「大(山)」
OS-0843	230	81	6		
OS-0844	207	68	6	焼印「(日の出のマーク)宮島」	
OS-0845	243	84	8		焼印「(宮島)」
OS-0846	245	80	5		焼印「宮島」
OS-0847	237	84	7	焼印「(宮島)」	
OS-0848	238	85	8		焼印「[ ]」
OS-0849	237	83	7	焼印「[ ](島)」	
OS-0850	235	83	7	焼印「(宮島)」焼印「[ ]」焼印「[ ]」	
OS-0851	237	83	8	焼印「(宮島)」	
OS-0852	243	84	8	焼印「宮[ ]」	
OS-0853	224	72	5		焼印「[ ](島)」
OS-0854	240	83	5	焼印「(宮島)」	
OS-0855	240	82	7	焼印「正(宮)島」	
OS-0856	230	80	7		焼印「(宮島)」
OS-0857	231	83	9		焼印「[ ]」
OS-0858	243	81	7		焼印「(宮島)」焼印「(宮島)」
OS-0859	237	80	6		焼印「宮島」
OS-0860	238	78	6		焼印「(宮島)」
OS-0861	235	83	6	焼印「會 (宮島)」	
OS-0862	237	84	7		
OS-0863	207	68	6		
OS-0864	242	83	5	焼印「宮島」	
OS-0865	199	64	7	墨書「[ ]」	
OS-0866	215	68	5		焼印「みたけ」焼印「宮島」
OS-0867	232	81	6	焼印「宮島」	
OS-0868	235	80	8		焼印「[ ]」
OS-0869	246	82	6		墨書「五」
OS-0870	237	83	9		墨書「一五」焼印「宮島」
OS-0871	242	82	7	焼印「宮島」	
OS-0872	235	73	9	焼印「宮島」	
OS-0873	237	80	7		
OS-0874	239	85	6	焼印「宮島」	
OS-0875	240	84	6		焼印「宮島」
OS-0876	232	80	8	焼印「宮島」	
OS-0877	236	81	6		焼印「(宮島)」
OS-0878	238	82	6	焼印「宮島」	



OS-0879	211	70	6		焼印「御岳山(社殿と樹林の絵)」焼印「駒口売店」
OS-0880	235	81	5	焼印「宮島」	
OS-0881	241	80	6	焼印「宮島」	
OS-0882	245	83	5	焼印「宮島」	
OS-0883	211	68	5	焼印「宮島」	
OS-0884	240	80	5	焼印「宮島」	
OS-0885	212	69	5		焼印「(榛名山)」
OS-0886	235	81	4	焼印「宮島」	
OS-0887	241	84	8	焼印「(宮島)」	
OS-0888	240	80	8	焼印「宮島」	
OS-0889	235	81	6		
OS-0890	229	80	5		
OS-0891	235	80	6		
OS-0892	233	79	7		
OS-0893	237	80	5		
OS-0894	240	70	5		
OS-0895	232	80	7		
OS-0896	234	77	6		
OS-0897	234	80	6		
OS-0898	227	71	7		
OS-0899	232	82	5		
OS-0900	225	72	5		
OS-0901	239	79	7		
OS-0902	236	83	6		
OS-0903	239	74	7		
OS-0904	242	79	6		
OS-0905	236	82	6		
OS-0906	226	71	7		
OS-0907	237	78	7		焼印「[ ]」
OS-0908	237	82	7		
OS-0909	236	81	7		
OS-0910	229	79	7		
OS-0911	235	80	6		
OS-0912	235	80	8		
OS-0913	238	80	7		
OS-0914	236	80	6		
OS-0915	242	79	6		
OS-0916	237	81	5		
OS-0917	234	73	8		
OS-0918	236	80	5		
OS-0919	180	50	5		
OS-0920	238	82	6		
OS-0921	203	70	5		
OS-0922	233	80	5		
OS-0923	240	70	5		
OS-0924	222	70	7		
OS-0925	212	63	7		
OS-0926	235	75	5		
OS-0927	235	80	5		
OS-0928	235	80	5		
OS-0929	236	80	7		焼印「[ ]」
OS-0930	225	75	5		
OS-0931	237	80	5		
OS-0932	238	80	5		
OS-0933	260	79	6		
OS-0934	211	70	4		
OS-0935	233	79	5		
OS-0936	250	70	6		



OS-0937	234	80	5		焼印「(宮島)」
OS-0938	236	81	6		
OS-0939	242	80	5		
OS-0940	240	81	5		
OS-0941	241	81	10		
OS-0942	234	77	7		
OS-0943	233	80	6		
OS-0944	242	79	5		
OS-0945	243	77	7		
OS-0946	238	82	6		
OS-0947	235	80	8		
OS-0948	240	83	7		
OS-0949	240	71	7		
OS-0950	275	78	7		
OS-0951	232	76	6		
OS-0952	239	77	6		
OS-0953	267	77	6		
OS-0954	238	76	6		
OS-0955	235	78	5		
OS-0956	270	77	5		
OS-0957	242	83	7		
OS-0958	238	80	7		
OS-0959	240	82	8		
OS-0960	235	76	6		
OS-0961	243	82	6		
OS-0962	240	80	7	焼印「(宮島)」	
OS-0963	238	81	7		
OS-0964	240	80	6		
OS-0965	244	78	6		
OS-0966	244	78	7		
OS-0967	240	75	8		
OS-0968	235	82	7		
OS-0969	240	81	7	焼印「(宮島)」	
OS-0970	240	80	6		
OS-0971	238	77	6	焼印「(宮) [ ]」	
OS-0972	230	73	6		
OS-0973	217	71	8		
OS-0974	242	74	7		
OS-0975	209	63	9		
OS-0976	249	74	7		
OS-0977	243	79	6		
OS-0978	241	81	6		
OS-0979	222	80	7		
OS-0980	240	81	6		
OS-0981	240	81	8	焼印「(宮島)」	
OS-0982	228	77	9		
OS-0983	239	78	7		
OS-0984	237	76	8		
OS-0985	239	80	7		
OS-0986	234	80	6		
OS-0987	209	65	6		
OS-0988	230	80	4		
OS-0989	236	76	6		
OS-0990	239	74	8		
OS-0991	234	79	7		
OS-0992	237	80	7		
OS-0993	233	80	9		
OS-0994	239	78	7		
OS-0995	236	82	6		



OS-0996	235	81	5		
OS-0997	241	82	6		
OS-0998	240	80	7		
OS-0999	238	80	7		
OS-1000	212	7	6		
OS-1001	240	70	6		
OS-1002	222	74	8		
OS-1003	244	82	6		
OS-1004	237	78	5		
OS-1005	236	80	7		
OS-1006	240	81	7	焼印「(宮)[ ]」	
OS-1007	243	80	6		
OS-1008	223	75	7		
OS-1009	227	70	7		
OS-1010	223	56	8		
OS-1011	239	80	4		
OS-1012	220	79	5		
OS-1013	240	81	6		
OS-1014	235	80	7		
OS-1015	235	78	7		
OS-1016	199	66	6		
OS-1017	227	71	8		
OS-1018	246	83	7		
OS-1019	231	83	5		
OS-1020	231	81	6		
OS-1021	226	78	7		
OS-1022	258	67	7		
OS-1023	247	79	8		
OS-1024	227	74	6		
OS-1025	235	76	7		
OS-1026	238	71	6		
OS-1027	245	82	6		
OS-1028	233	75	7		
OS-1029	223	79	6		
OS-1030	240	81	8		
OS-1031	237	79	7		
OS-1032	238	80	5		
OS-1033	239	82	9		
OS-1034	212	68	7		
OS-1035	202	60	5		
OS-1036	236	82	9	焼印「[ ](島)」	
OS-1037	260	72	7		
OS-1038	234	77	7		
OS-1039	237	82	7		
OS-1040	244	81	5		
OS-1041	239	80	6		
OS-1042	244	86	7		
OS-1043	239	76	7		
OS-1044	260	75	6		
OS-1045	239	81	6		
OS-1046	241	78	6		
OS-1047	239	81	6		
OS-1048	245	80	7		
OS-1049	227	73	6		
OS-1050	236	81	6		
OS-1051	220	82	7	焼印「[ ](島)」	
OS-1052	230	73	6		
OS-1053	238	84	7	焼印「[ ](島)」	
OS-1054	209	75	6		



OS-1055	236	80	7		
OS-1056	233	77	6		
OS-1057	210	67	4	焼印「みたけ山」	
OS-1058	240	84	7		焼印「[ ]」
OS-1059	243	82	4	焼印「宮島」	
OS-1060	238	84	7		焼印「[ ]」
OS-1061	218	66	7	焼印「Wooden カネシン心」	
OS-1062	236	80	7		焼印「[ ]」
OS-1063	240	84	7		焼印「宮島」
OS-1064	238	78	7		
OS-1065	212	72	6	焼印「鳥居にお社に灯笼のマーク」焼印「香(取)[ ]」	
OS-1066	241	81	7	焼印「會 宮島」	
OS-1067	233	81	7		
OS-1068	233	80	6		
OS-1069	236	79	6		焼印「(宮)[ ]」
OS-1070	238	85	7		焼印「(宮)[ ]」
OS-1071	206	75	6	焼印「厄除(だるまマーク)」	
OS-1072	230	76	6		
OS-1073	241	82	6		
OS-1074	242	83	5	焼印「(宮)[ ]」	
OS-1075	215	71	3	焼印「宮島」	
OS-1076	235	80	7	焼印「宮島」	
OS-1077	233	80	7		焼印「(宮島)」
OS-1078	214	69	6		焼印「(宮島)」
OS-1079	243	73	7	焼印「成田山」	
OS-1080	233	78	7	焼印「榛名山」	
OS-1081	241	84	6	焼印「宮島」	
OS-1082	198	68	5	焼印「[ ]島」	
OS-1083	241	82	7		焼印「(宮島)」
OS-1084	241	81	6		焼印「(だるまの胴の部分に川崎大師のマーク)」
OS-1085	191	62	7	焼印「成田山」、シール「品質保証 鶴川木工社」	
OS-1086	230	79	7		
OS-1087	205	67	7		焼印「(宝珠中に難除のマーク) 鳥追観音」焼印「会津野沢如法寺」
OS-1088	240	84	8	焼印「[ ]」	
OS-1089	243	80	5		焼印「宮島」
OS-1090	242	84	7	焼印「會 宮島」	
OS-1091	230	80	6	焼印「[ ]」	
OS-1092	240	74	5	焼印「成田山」	
OS-1093	229	77	7		
OS-1094	235	78	6	焼印「みたけ」	
OS-1095	239	79	6	焼印「(宮島)」	
OS-1096	207	81	6	焼印「箱根みやげ」	
OS-1097	238	85	7		焼印「(宮島)」
OS-1098	238	83	8	焼印「(宮島)」	
OS-1099	236	85	8		焼印「(宮)[ ]」
OS-1100	237	79	7		焼印「(宮)[ ]」
OS-1101	232	80	5		焼印「[ ](島)」
OS-1102	233	80	6		焼印「(宮島)」
OS-1103	238	82	7	焼印「(宮島)」	
OS-1104	239	84	9	焼印「[ ](島)」	
OS-1105	235	82	6		焼印「(宮島)」
OS-1106	220	65	9	シール「カネ心」	
OS-1107	232	73	5		焼印「(宮島)」
OS-1108	235	80	8	焼印「(宮)[ ]」	
OS-1109	234	82	5		焼印「宮島」
OS-1110	234	77	7		
OS-1111	244	83	5		焼印「宮島」
OS-1112	236	83	7	焼印「大山」	



OS-1113	267	59	5	墨書「奉納」墨書「 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 氏」	
OS-1114	236	83	6		
OS-1115	232	83	7	焼印「(宮島)」	
OS-1116	249	79	6		
OS-1117	235	83	6		焼印「宮島」
OS-1118	240	83	6	焼印「(宮)島」	
OS-1119	244	78	6	焼印「[ ](島)」	
OS-1120	238	78	6		
OS-1121	242	77	6		
OS-1122	242	82	6	焼印「(宮島)」	
OS-1123	194	58	7	貼紙「お( )」、焼印「長命杓子」	
OS-1124	234	79	6		焼印「榛名山」
OS-1125	207	56	8		シール「カネ心」
OS-1126	234	79	7	焼印「(宮島)」	
OS-1127	205	70	6		
OS-1128	234	84	6	焼印「宮島」	
OS-1129	235	78	9	焼印「(宮島)」	
OS-1130	248	80	5	焼印「宮島」	
OS-1131	228	80	7		
OS-1132	240	68	6		焼印「( )」
OS-1133	236	77	6	焼印「(宮)[ ]」	
OS-1134	229	81	7	焼印「(宮島)」	
OS-1135	226	72	4		焼印「[ ](島)」
OS-1136	238	79	6		焼印「宮島」
OS-1137	200	67	7	焼印「海拔1万1千尺」	
OS-1138	237	84	6	焼印「(宮島)」	
OS-1139	243	83	9		焼印「(久宮島)」
OS-1140	235	80	7	焼印「美や(志)ま」	
OS-1141	236	78	5		焼印「(宮島)」
OS-1142	240	78	5		焼印「(宮島)」
OS-1143	241	80	7	焼印「(宮島)」	
OS-1144	235	85	6	焼印「(宮島)」	
OS-1145	203	65	7	焼印「(宝珠中に難除のマーク) 鳥追観音」焼印「会津野沢如法寺」	



港北区小机町本法寺のオシャモジサマ 奉納杓子一覧

資料番号	長さ	幅	厚	文字情報 1面	文字情報 2面
HP-0001	237	83	5	焼印「(宮島)」	
HP-0002	200	69	4	焼印「(宮島)」	
HP-0003	236	79	6	焼印「(宮島)」	
HP-0004	238	82	6	値札シール「[ ]」	焼印「(宮島)」
HP-0005	211	69	4	焼印「(宮島)」	
HP-0006	211	69	3	焼印「(扇宮島)」	
HP-0007	207	68	5	焼印「(宮島)」 墨書「(〜)」(底部)	
HP-0008	213	68	5	焼印「(宮島)」	
HP-0009	204	66	4	焼印「(宮島)」	
HP-0010	214	66	6		焼印「[ ]」
HP-0011	240	80	6	焼印「(宮島)」	
HP-0012	242	84	6		焼印「(宮島)」
HP-0013	183	58	7	焼印「(宮島)」	
HP-0014	239	79	6	焼印「(宮島)」	
HP-0015	245	83	5	焼印「(宮島)」	白チョーク書か「(五〇)」
HP-0016	241	83	5	焼印「(宮島)」	
HP-0017	239	81	5	焼印「(宮島)」	値札シール「[ ]」
HP-0018	242	83	7	焼印「(宮島)」	
HP-0019	210	69	3	焼印「(宮島)」	
HP-0020	209	69	4	焼印「(扇宮島)」	
HP-0021	242	73	7		焼印「(宮島)」
HP-0022	208	68	4		焼印「(宮島)」
HP-0023	213	70	4	焼印「(扇宮島)」	
HP-0024	199	62	4	焼印「(宮島)」 墨書「(ニ)」(底部)	
HP-0025	215	68	4	焼印「(宮島)」 墨書「[ ]」(底部)	
HP-0026	238	83	4	焼印「(宮島)」 鉛筆書「(X)」(底部)	
HP-0027	203	65	3	焼印「(宮島)」 墨書「(二)」(底部)	
HP-0028	209	68	4	焼印「(山のマーク)宮島」墨書「(≡)」(底部)	
HP-0029	212	70	5	焼印「(宮島)」 墨書「(四)」(底部)	
HP-0030	177	54	4	焼印「(宮島)」 墨書「(≡)」(底部)	
HP-0031	177	57	4	焼印「(宮島)」 墨書「(≡)」(底部)	
HP-0032	175	57	4	焼印「(日の出のマーク)(宮島)」墨書「(≡)」(底部)	
HP-0033	180	56	4	焼印「(宮島)」 墨書「(≡)」(底部)	
HP-0034	181	51	3	焼印「(宮島)」 墨書「(≡)」(底部)	
HP-0035	210	70	4	焼印「(宮島)」 墨書「(四)」(底部)	
HP-0036	179	55	4	焼印「(宮口)」 墨書「(二)」(底部)	
HP-0037	240	81	7	焼印「(宮島)」 墨書「(≡)」(底部)	
HP-0038	236	81	5	焼印「(宮島)」 鉛筆書「(X)」(底部)	
HP-0039	213	67	3	焼印「(宮島)」 ペン書「(二)」(底部)	
HP-0040	212	69	3	焼印「(宮島)」 ペン書「(四)」(底部)	
HP-0041	219	69	4	焼印「(宮島)」 ペン書「(二)」(底部)	
HP-0042	208	69	4	焼印「(宮島)」 ペン書「(10)」(底部)	
HP-0043	239	75	6	墨書「[ ]」	
HP-0044	240	81	6	墨書「[ ]」	
HP-0045	237	81	4	焼印「(山のマーク)宮島」ペン書「[ ]」	
HP-0046	212	68	5		ペン書「[ ]」
HP-0047	241	81	5	焼印「(宮島)」 墨書「[ ]」	
HP-0048	209	67	3	ペン書「[ ]」	
HP-0049	248	80	4	ペン書「[ ]」	
HP-0050	213	65	6	ペン書「[ ]」	
HP-0051	212	66	4	墨書「[ ]」	墨書「二」(底部)
HP-0052	212	69	4	焼印「(宮島)」墨書「[ ]へ」	墨書「三」(底部)
HP-0053	240	81	4	墨書「[ ]」	ペン書「四」(底部)
HP-0054	243	80	6	墨書「[ ]」	
HP-0055	214	68	4	ペン書「[ ]」	



資料番号	長さ	幅	厚	文字情報 1面	文字情報 2面
HP-0056	179	58	3	焼印「宮島」	ペン書「[ ]」
HP-0057	212	65	5	墨書「[ ]」	
HP-0058	248	86	4	焼印「(宮島)墨書「[ ]」	墨書「三」(底部)
HP-0059	209	70	4	焼印「宮島」墨書「[ ]」	
HP-0060	213	69	4	墨書「[ ]」	墨書「三」(底部)
HP-0061	196	65	3	焼印「(宮島)墨書「[ ]」	墨書「二」(底部)
HP-0062	177	57	4	焼印「(宮島)墨書「[ ]」	墨書「三」(底部)
HP-0063	212	65	5	墨書「[ ]□」	
HP-0064	212	70	5	焼印「宮島」ペン書「[ ]」	
HP-0065	185	54	5	焼印「(宮島)墨書「[ ]」	
HP-0066	212	68	4		墨書「□[ ]」「一」
HP-0067	214	70	5	焼印「扇宮島」墨書「[ ]」	墨書「四」
HP-0068	211	69	5		焼印カ「[ ]」
HP-0069	212	65	3	墨書「[ ]」	
HP-0070	246	81	4	焼印「(宮島)墨書[ ]氏」	
HP-0071	215	65	4	墨書「[ ]」	
HP-0072	213	68	4	墨書「[ ]」	
HP-0073	213	66	3	墨書「[ ]」	
HP-0074	210	69	4	焼印「宮島」	墨書「□[ ]」
HP-0075	202	66	6	ペン書「願 健康」印字カ「身延山」	ペン書「[ ]」
HP-0076	180	56	3	焼印「(宮島)墨書[ ]三才十五才迄デ 口向無用」墨書「  」	
HP-0077	181	55	4	焼印「(宮島)墨書「[ ]五才十五歳迄デ 口向無用」「  」	
HP-0078	215	78	5		焼印「(會津)墨書「今自由□□ [ ] □ 面□ □□ □□患」
HP-0079	241	82	5	焼印「宮島」墨書「横浜市港北区小机町 [ ] [ ]二十六才」	焼印「(山のマーク)須走口六合目 二九四〇 海抜」
HP-0080	240	80	6	焼印「(宮)島」墨書「三十三才女 □□□ 八才 女 [ ]」	
HP-0081	201	63	3	墨書「奉納 [ ]」	
HP-0082	199	64	5	焼印「山寺」	
HP-0083	190	50	6	焼印「成田山」シール「無害鶴川木工所」	
HP-0084	200	67	5	焼印「成田□」	
HP-0085	246	83	5	焼印「宮島」	墨書「お礼 六才 [ ]」
HP-0086	236	83	5	焼印「宮島」	墨書「御礼 四才 [ ]」
HP-0087	236	78	6		墨書「奉納 御礼 四才 [ ]」
HP-0088	209	69	4	焼印「扇宮島」	墨書「御礼 四才 [ ]」
HP-0089	238	83	6	焼印「宮島」墨書「御礼 [ ] 二才」	
HP-0090	205	67	6		墨書「三才男 御礼 [ ]」
HP-0091	241	80	4	鉛筆書「御礼 八才 [ ]」	墨書「  」(底部)
HP-0092	235	81	5	鉛筆書「御礼 四才 [ ]」	墨書「  」(底部)
HP-0093	179	54	4	墨書「一才」	
HP-0094	203	65	4	焼印「[ ]」墨書「四才」	
HP-0095	211	70	4	焼印「(宮島)墨書「二才」	
HP-0096	185	59	4	墨書「[ ]」	
HP-0097	243	80	5		墨書「御礼 [ ]」
HP-0098	244	80	7	墨書「御礼 [ ]」	墨書「御礼 [ ]」
HP-0099	245	80	6		墨書「御礼 [ ]」
HP-0100	242	81	6		ペン書「御礼 [ ]」
HP-0101	244	80	6		墨書「御礼 [ ]」
HP-0102	247	80	5	墨書「御礼 [ ]」	
HP-0103	331	107	8		墨書「御禮 [ ]」
HP-0104	202	64	5	鉛筆書「御礼 [ ]」	
HP-0105	235	80	6	鉛筆書「御礼 [ ]」	墨書「  」(底部)
HP-0106	318	103	10	墨書「御禮 [ ]」	
HP-0107	245	79	6	墨書「[ ]氏15」	
HP-0108	237	78	9	墨書「[ ]氏」	墨書「15」
HP-0109	241	77	7		
HP-0110	209	65	7	チョーク書「八月」	



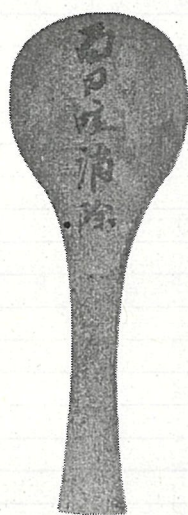
資料番号	長さ	幅	厚	文字情報 1面	文字情報 2面
HP-0111	223	73	8	チョーク書「二〇」	
HP-0112	240	83	5	墨書「五才 [ ]」	焼印「(宮島)」
HP-0113	242	84	5	焼印「宮島」墨書「三才 [ ]」	
HP-0114	211	69	4	焼印「扇(宮)島」墨書「[ ] 一才」	
HP-0115	183	59	4	焼印「宮島」墨書「七才 [ ]」	
HP-0116	210	69	4	焼印「(宮島)」墨書「[ ] 三才」	墨書「四」
HP-0117	204	67	4	焼印「(宮島)」墨書「六才 [ ]」「小」(底部)	墨書「よし」
HP-0118	239	83	6	墨書「三才 [ ]」	焼印「(山の絵)(宮島)」
HP-0119	208	66	3	墨書「[ ]」	
HP-0120	244	80	5	墨書「[ ] 一才」	
HP-0121	78	241	5	墨書「[ ] 二才」	
HP-0122	185	55	5	墨書「四才 [ ]」	
HP-0123	186	57	5	鉛筆書「二才 [ ]」墨書「二」(底部)	
HP-0124	185	57	5	鉛筆書「二才 [ ]」	墨書「二」(底部)
HP-0125	73	225	7	墨書「[ ] 三才」	
HP-0126	208	66	4	墨書「三才 [ ]」	
HP-0127	250	82	3	焼印「(〇印の中に)」「(宮)」墨書「四才 [ ]」	墨書「御礼」
HP-0128	211	63	5	墨書「二才 [ ]」	墨書「   」(底部)
HP-0129	210	68	3	焼印「扇宮島」墨書「四才 [ ]」	
HP-0130	58	189	5	墨書「[ ] 三才」シール「ツ」	
HP-0131	184	56	4	墨書「二才 [ ]」	
HP-0132	246	79	5	墨書「七」	
HP-0133	242	79	5		墨書「七」
HP-0134	239	81	5	墨書「(十円)」	
HP-0135	240	82	6		墨書「(可)」
HP-0136	211	69	6	焼印「(寿)」	
HP-0137	210	69	4	墨書「[ ] 氏」	ペン書「[ ] 氏」
HP-0138	210	68	5	墨書「二」(底部)	鉛筆書「[ ]」
HP-0139	240	72	5		ペン書「一才 [ ]」
HP-0140	241	81	5		墨書「[ ]」
HP-0141	245	80	5	墨書「[ ]」	
HP-0142	183	60	5	焼印「□」	墨書「[ ]」
HP-0143	240	83	8	墨書「丸」(底部)	焼印「宮島」墨書「[ ]」
HP-0144	246	83	5	墨書「四」(底部)	墨書「[ ]」
HP-0145	245	84	8	墨書「五」(底部)	焼印「宮島」墨書「[ ]」
HP-0146	246	83	7	鉛筆書「[ ]」	
HP-0147	210	69	7	焼印「(山の絵)宮島」ペン書「[ ]」	墨書「三」
HP-0148	214	64	7	墨書「[ ]」	
HP-0149	239	82	3	焼印「(宮島)」墨書「[ ]」	
HP-0150	245	79	7	墨書「(一)」	ペン書「[ ]」
HP-0151	215	64	6		墨書「[ ]」
HP-0152	242	82	7		焼印「宮島」墨書「[ ]」三」(底部)
HP-0153	204	69	5	焼印「宮島」鉛筆書「[ ]」	
HP-0154	211	69	5	焼印「宮島」鉛筆書「[ ]」	
HP-0155	207	65	5		ペン書「小川町 [ ]」
HP-0156	239	79	7	墨書「(善光寺)」	
HP-0157	228	73	8		
HP-0158	240	80	8		
HP-0159	210	70	7		
HP-0160	205	62	6		
HP-0161	238	72	7		
HP-0162	243	77	8		
HP-0163	250	80	5		
HP-0164	236	77	6		
HP-0165	240	73	6		



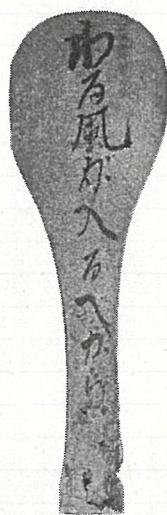
資料番号	長さ	幅	厚	文字情報 1面	文字情報 2面
HP-0166	211	75	6	墨書「(T)」(底部)	
HP-0167	245	80	6		
HP-0168	213	66	6		墨書「(一)」
HP-0169	242	80	8		
HP-0170	186	57	5	墨書「(二)」(底部)	
HP-0171	243	82	6		
HP-0172	188	56	5	墨書「(二)」(底部)	
HP-0173	211	68	5	墨書「(三)」(底部)	
HP-0174	203	68	8	鉛筆書「(17)」墨書「11」(鉛筆書きの上に上書き)	
HP-0175	210	65	4		
HP-0176	215	67	5	墨書「(三)」(底部)	
HP-0177	178	60	5		
HP-0178	247	80	6		
HP-0179	212	69	6		
HP-0180	180	55	5	墨書「(三)」(底部)	
HP-0181	208	68	5		
HP-0182	246	81	5		
HP-0183	200	68	5		
HP-0184	245	84	6		
HP-0185	248	84	8		
HP-0186	240	85	5		
HP-0187	215	69	6		ペン書「口進」
HP-0188	245	85	5	墨書「四」(底部)	
HP-0189	208	62	5		
HP-0190	211	66	5		
HP-0191	235	83	6		
HP-0192	218	69	6		
HP-0193	216	70	5		
HP-0194	246	86	8		
HP-0195	227	72	7		
HP-0196	239	74	7		
HP-0197	240	80	7		
HP-0198	228	74	5		
HP-0199	211	65	6		
HP-0200	208	65	6		
HP-0201	214	67	7		墨書「三」(底部)
HP-0202	187	58	6		墨書「二」(底部)
HP-0203	205	63	7		
HP-0204	237	78	7		墨書「(正)」(底部)
HP-0205	247	82	6		
HP-0206	240	80	8		
HP-0207	240	81	7		
HP-0208	231	70	6		
HP-0209	208	68	5		墨書「三」(底部)
HP-0210	238	81	5		
HP-0211	212	68	5		
HP-0212	238	82	5	墨書「(と)」(底部)	
HP-0213	242	83	8		
HP-0214	210	66	6	墨書「(三)」(底部)	
HP-0215	210	66	5		
HP-0216	200	63	5		
HP-0217	209	65	5		
HP-0218	213	66	6		
HP-0219	210	68	6		
HP-0220	214	69	5		
HP-0221	212	64	6	墨書「(T)」(底部)	
HP-0222	208	67	5		



①青葉区鉄町のオシャモジサマ



OS-0022



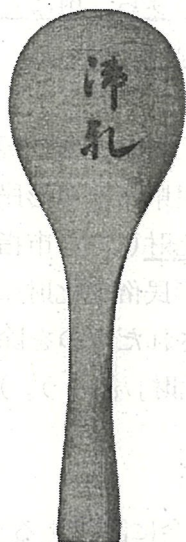
OS-0026



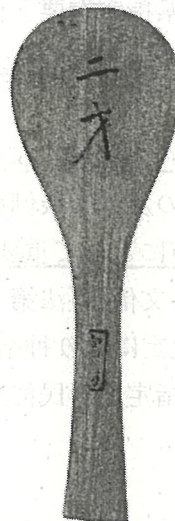
OS-0015



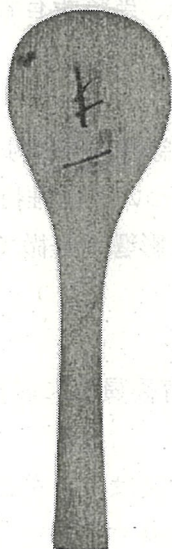
②港北区小机町のオシャモジサマ



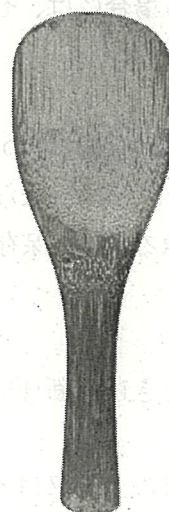
HP-0127



HP-0095



HP-0127



HP-0159



## 横浜市文化財保護条例（抜粋）

### ○文化財の指定関係

（指定）

第6条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

（指定）

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により神奈川県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により神奈川県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

（審議会への諮問）

第56条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

### ○指定された場合の主な取り扱い

（管理又は修理の補助）

第12条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（現状変更等の制限）

第16条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（所有者の変更等）

第9条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。以下次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（修理の届出等）

第17条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。



第17期横浜市文化財保護審議会委員名簿

※五十音順、敬称略

氏名	役職名
あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授
いけがみ さとる 池上 悟	立正大学教授
うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學名誉教授
おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授
おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授
かしま まさる 加島 勝	大正大学教授
ごみ ふみひこ 五味 文彦	横浜市ふるさと歴史財団理事長
てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授
なかむら ひろこ 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授
にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授
はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授
ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授
ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学准教授
みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授
みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学教授
やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授
やまもと つとむ 山本 勉	清泉女子大学名誉教授
よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授

(任期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで)